

第8期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画  
(案)

令和2年12月

吉 川 市

## 目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の目的	2
第3節 計画の位置付け	3
第4節 計画の期間	3
第5節 吉川市版地域包括ケアシステム	4
第2章 吉川市の高齢者の現況と見込み	5
第1節 人口等の推移と見込み	5
第2節 認定者数の推移と見込み	6
第3章 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査からの課題	8
第1節 調査の概要	8
第2節 調査結果からの現況と課題	9
第4章 第7期計画の実施状況と課題	18
第1節 生涯を通じた社会参加により、自らの健康を維持する	18
第2節 地域のつながり、地域の支え合いの力を高める	20
第3節 地域包括ケアシステムの深化と介護保険制度の持続性を高める	25
第5章 計画の基本理念、地域の理想像等	29
第1節 基本理念と地域の理想像	29
第2節 基本目標	30
第3節 地域共生社会実現に向けた重点テーマ	31
第6章 日常生活圏域と地域支援事業の今後の方向性	33
第1節 日常生活圏域と地域包括支援センターの設置	33
第2節 日常生活圏域の地域密着型サービスの量の見込み	35
第3節 地域支援事業の今後の方向性	36
第7章 高齢者福祉施策の推進	39
第1節 高齢者福祉施策における地域共生社会実現への方向性	39
第2節 高齢者福祉施策の体系	40
基本目標Ⅰ：生涯を通じた社会参加により、自らの健康を維持する	41
＜施策の方向性＞生涯、元気で活躍する環境をつくる	41
基本目標Ⅱ：地域のつながり、地域の支え合いの力を高める	44
＜施策の方向性＞高齢者を支える地域のつながりと生活支援体制をつくる	44
基本目標Ⅲ：地域包括ケアシステムの深化と介護保険制度の持続性を高める	50
＜施策の方向性1＞高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくる	50
＜施策の方向性2＞利用者に応じた介護サービス提供体制をつくる	53
第9章 計画の推進	56
第1節 計画の推進体制	56
第2節 事業の達成状況の点検及び評価	59
資料編	60

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

### 1 令和7年（2025年）、令和22年（2040年）を見据えて

いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能とするため、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の取組を進めてきました。

さらにその先の令和22年（2040年）には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上の人口も急速に増加することが見込まれることから、介護サービスの提供基盤の強化が重要になります。

また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれ、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定されることから、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保も重要になります。

### 2 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

高齢者の自立を支援し、尊厳を守るため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を目指し、介護給付等対象サービスの充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実などの取組を進めてきました。

地域包括ケアシステムは、今後の一層の高齢化により、地域共生社会（高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会）の実現に向けた中核的な基盤となることから、さらに深化させていくことが必要です。

地域共生社会の実現に向けて、地域住民と行政の協働、公的な支援により、地域や個人が抱える生活課題を解決していく「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備が求められています。

### 3 介護保険制度の改革

改革の目指す方向を「地域共生社会の実現と令和22年（2040年）への備え」とし、地域包括ケアシステム、介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくり、介護サービス需要の更なる増加・多様化、現役世代（担い手）減少への対応があげられています。

改革の柱として「介護予防・地域づくりの推進」「地域包括ケアシステムの推進」「介護現場の革新」があり、この3つの柱は相互に重なり合い、関わり合うとしています。

「介護予防・地域づくりの推進」では、健康寿命の延伸を目指し、「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策を総合的に推進するため、通いの場の拡充等による介護予防、地域支援事業等を活用した地域づくり、認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の総合的な推進等があげられています。

「地域包括ケアシステムの推進」では、地域特性等に応じた介護サービス基盤整備、質の高いケアマネジメントに向けた環境整備、医療介護連携の推進等への取組があげられています。

「介護現場の革新」では、人材確保・生産性の向上を目指し、新規人材の確保、離職防止等の総合的人材確保対策、高齢者の地域や介護現場での活躍促進、介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等があげられています。

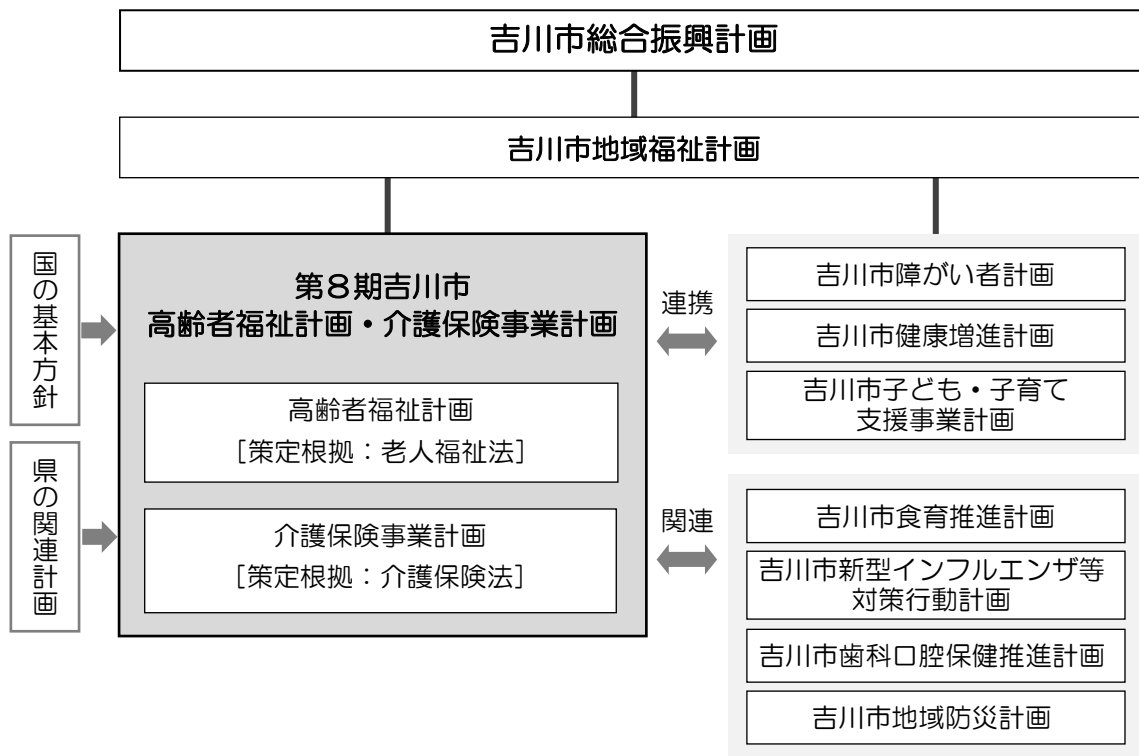
これらの3つの柱を下支えする改革として、保険者機能を強化するための保険者機能強化推進交付金の抜本的な強化・PDCAサイクルの更なる推進、データ利活用のためのICT基盤整備による介護関連データの利活用に向けたシステム面・制度面での環境整備、制度の持続可能性の確保のための介護保険料の伸びの抑制に向けた給付と負担について不断の見直しがあげられています。

## 第2節 計画の目的

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画として、高齢者福祉施策及び介護保険制度運営の基本的な考え方や目標を定め、その実現に向けた施策の体系、取組の方向性を示すことを目的とします。

### 第3節 計画の位置付け

第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第8期計画」といいます。）は、吉川市総合振興計画、吉川市地域福祉計画を上位計画として、令和22年（2040年）を見据え段階的に介護サービスを充実し、高齢者を支える地域づくりを進める計画として策定するものです。



### 第4節 計画の期間

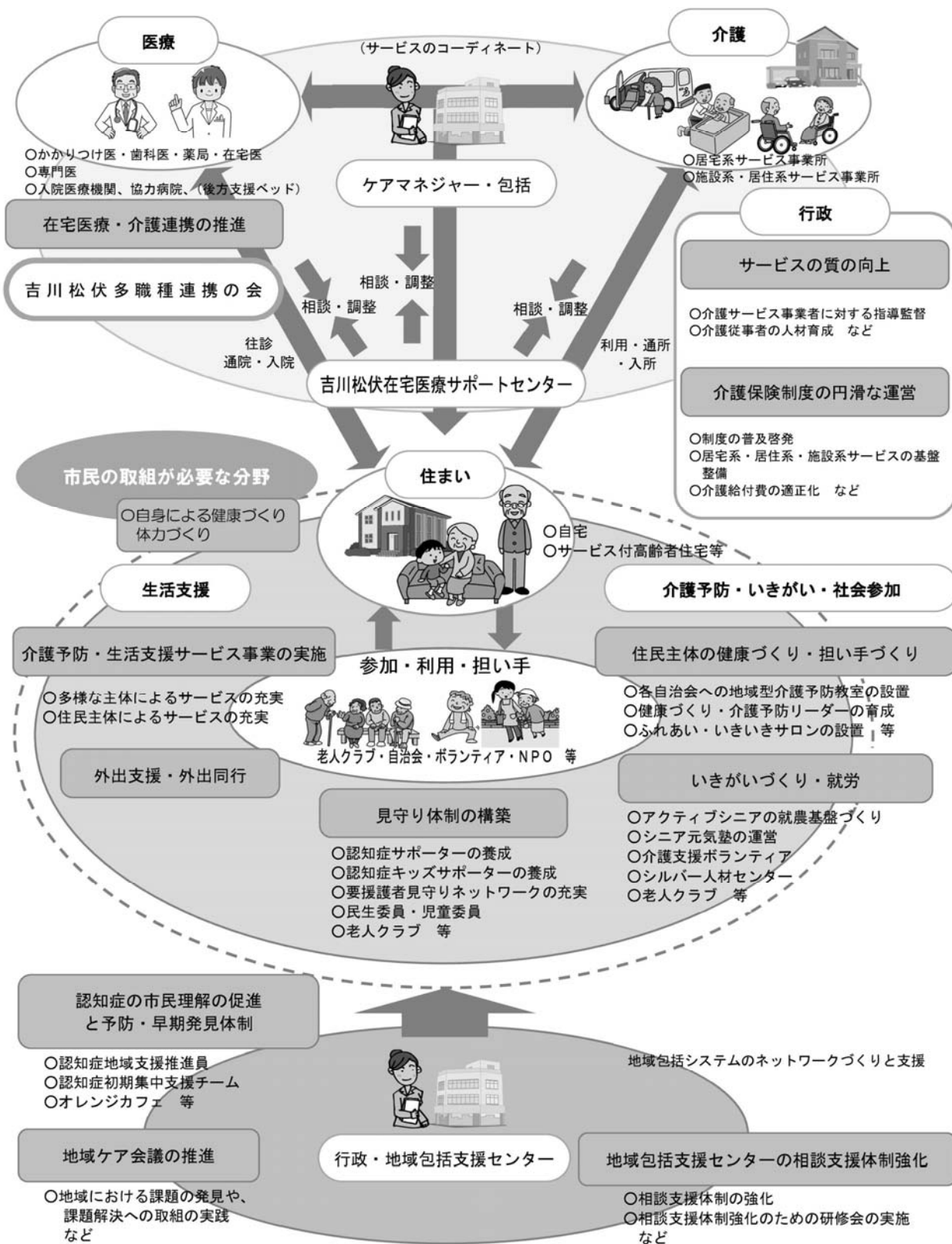
この計画は、第14期計画期間中の令和22年度（2040年度）までを見通した中で、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

#### 計画の期間

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画期間	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     &lt;令和22年度までの見通し&gt;                 </div> 第8期計画						
			見直し	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     第9期計画                 </div>		見直し	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     第14期計画                 </div>

# 第5節 吉川市版地域包括ケアシステム

図 吉川市版地域包括ケアシステムのイメージ



## 第2章 吉川市の高齢者の現況と見込み

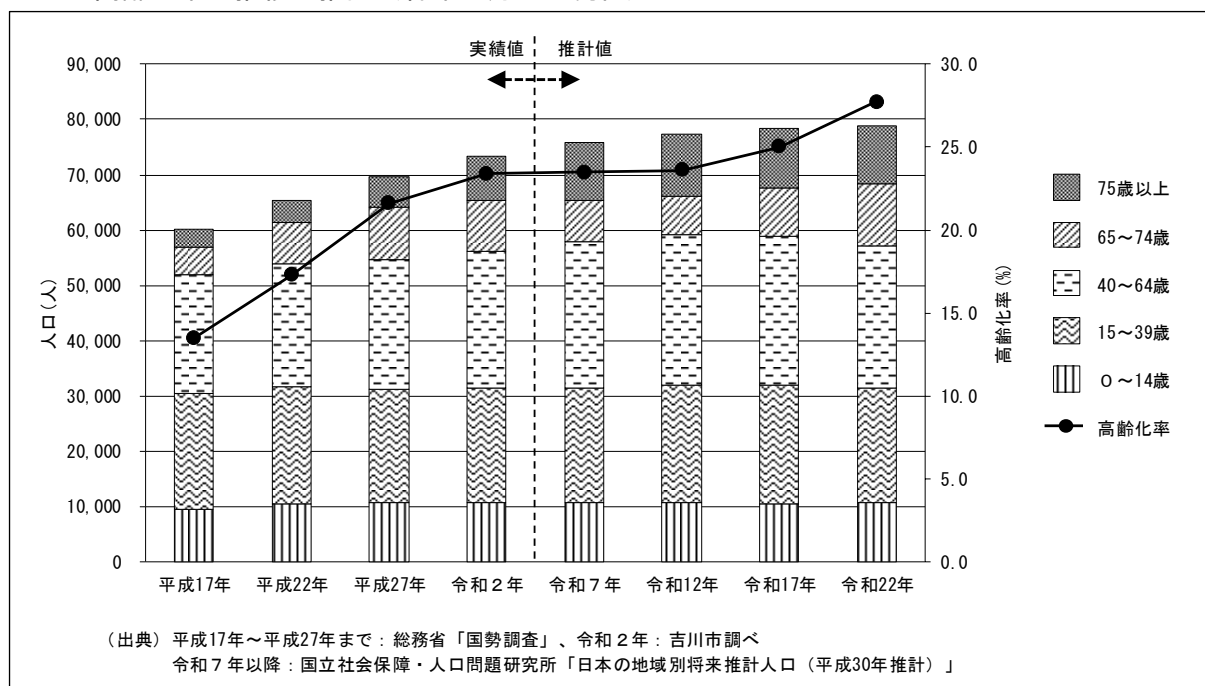
### 第1節 人口等の推移と見込み

#### 1 総人口・高齢者人口の推移と見込み

国勢調査では、平成17年（2005年）以降、総人口は増加傾向にあり、高齢者人口（65歳以上）も65歳から74歳（前期高齢者）を中心に増加していますが、今後は75歳以上（後期高齢者）の増加も見込まれます。

高齢化率は、今後人口の増加に伴い令和12年（2030年）までは23%台での推移が見込まれますが、令和22年（2040年）には27.7%となる見込みです。

人口・高齢化率の推移・推計（各年10月1日現在）



人口・高齢化率の推移・推計（各年10月1日現在）

年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	
総人口 (人)	60,284	65,298	69,738	73,226	75,806	77,454	78,424	78,947	
0~14歳(人)	9,605	10,524	10,721	10,547	10,720	10,670	10,617	10,696	
15~39歳(人)	20,861	21,238	20,535	20,478	20,854	21,174	21,270	20,834	
40~64歳(人)	21,449	22,212	23,304	24,907	26,401	27,340	26,905	25,522	
65~74歳(人)	5,099	7,407	9,619	9,386	7,398	7,049	8,806	11,272	
75歳以上(人)	3,017	3,892	5,478	7,908	10,433	11,221	10,826	10,623	
高齢者人口(人)	8,116	11,299	15,097	17,294	17,831	18,270	19,632	21,895	
高齢化率	吉川市(%)	13.5	17.3	21.6	23.6	23.5	23.6	25.0	27.7
	埼玉県(%)	16.4	20.4	24.6	27.2	28.2	29.4	31.3	34.2
	全国(%)	20.1	22.8	26.3	28.9	30.0	31.2	32.8	35.3

出典：平成17年～平成27年まで：総務省「国勢調査」、令和2年：吉川市調べ  
令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

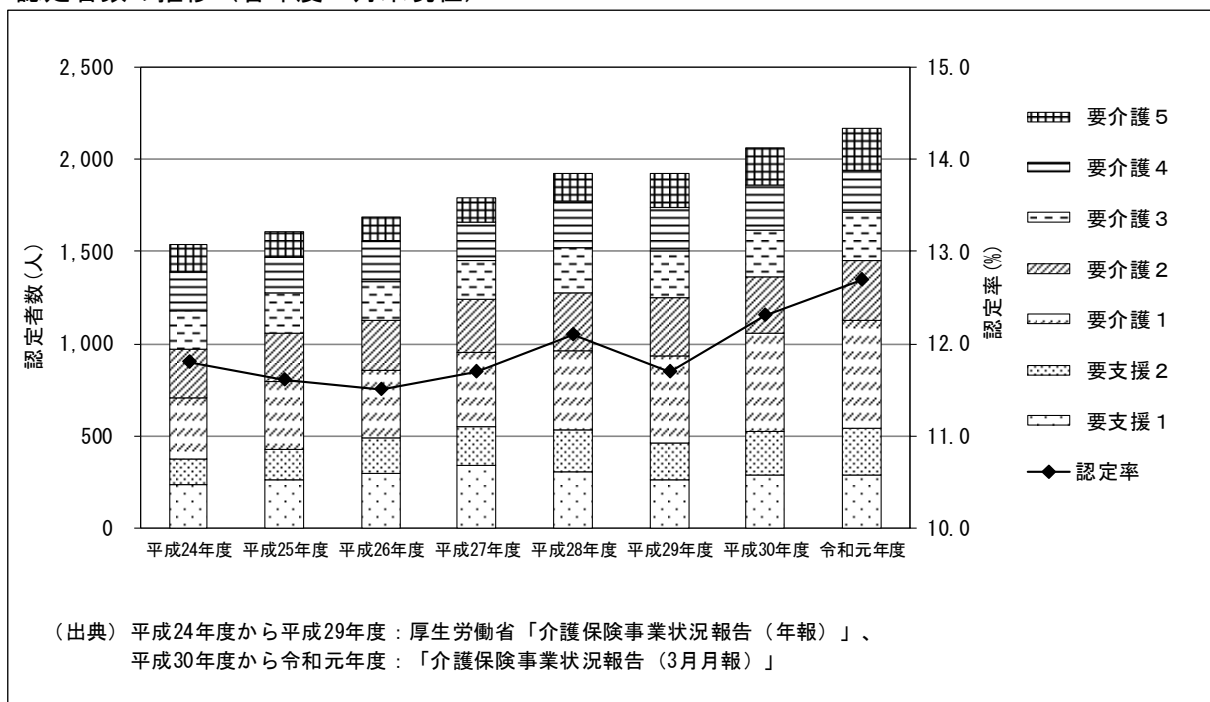
## 第2節 認定者数の推移と見込み

### 1 認定者数の推移

65歳以上の認定者数は、平成24年度以降増加傾向にあり、平成26年度の1,688人から令和元年度の2,170人へと482人増加し、約1.3倍になっています。

認定率は、平成24年度以降、11%台から12%台で推移しており、近年はやや上昇の傾向がみられます。

認定者数の推移（各年度3月末現在）



認定者数の推移（各年度3月末現在）

年	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認定者数 (人)	1,537	1,610	1,688	1,789	1,928	1,928	2,064	2,170
要支援1 (人)	233	264	292	340	303	257	286	288
要支援2 (人)	141	164	193	210	230	209	236	254
要介護1 (人)	337	366	373	404	427	468	537	589
要介護2 (人)	256	261	268	283	320	316	309	317
要介護3 (人)	209	218	209	215	241	253	246	270
要介護4 (人)	216	199	219	210	251	234	251	227
要介護5 (人)	145	138	134	127	156	191	199	225
認定率								
吉川市 (%)	11.8	11.6	11.5	11.7	12.1	11.7	12.3	12.7
埼玉県 (%)	13.7	13.9	14.1	14.3	14.4	14.6	15.0	15.4
全国 (%)	17.6	17.8	17.9	17.9	18.0	18.0	18.3	18.5

出典：平成24年度から平成29年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、平成30年度から令和元年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」



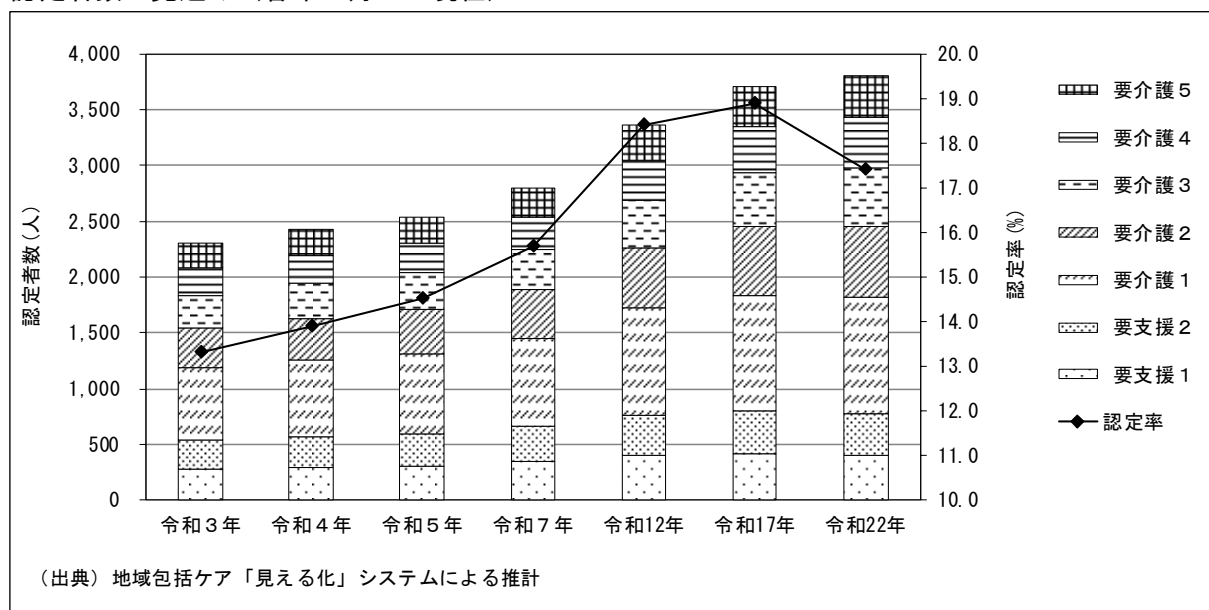
## 2 認定者数の見込み

65歳以上の認定者数の見込みは、令和3年の2,299人から令和5年の2,543人へと244人増加し、約1.1倍になることが見込まれます。

さらに、令和7年には2,796人（令和3年の約1.2倍）、令和22年には3,801人（同約1.7倍）に増加することが見込まれます。

認定率は、令和3年は13.3%ですが、令和5年が14.5%、令和7年が15.7%、令和22年が17.4%と上昇することが見込まれます。

認定者数の見込み（各年10月1日現在）



認定者数の見込み（各年10月1日現在）

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
認定者数 (人)	2,299	2,425	2,543	2,796	3,360	3,709	3,801
要支援1 (人)	280	295	311	344	401	417	402
要支援2 (人)	265	276	288	315	365	383	372
要介護1 (人)	640	681	716	787	956	1,033	1,041
要介護2 (人)	358	379	399	440	538	619	643
要介護3 (人)	295	316	331	364	433	483	521
要介護4 (人)	238	248	259	287	358	418	447
要介護5 (人)	223	230	239	259	309	356	375
認定率 (%)	13.3	13.9	14.5	15.7	18.4	18.9	17.4

出典：地域包括ケア「見える化」システムによる推計

## 第3章 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査からの課題

### 第1節 調査の概要

#### 1 調査の目的

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査は、第8期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基礎資料とするために実施しました。

#### 2 調査の実施概要

##### (1) 調査の実施方法

区分	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	○令和元年12月17日現在、65歳以上の方（要介護1～5の認定を受けている方を除く）	○令和元年11月1日現在、要支援・要介護の認定を受けている方 ※介護保険施設利用者、長期入院者を除き、在宅で生活されている方
調査対象数	○14,703人	○1,444人
調査方法	○郵送配付、郵送回収	○郵送配付、郵送回収
調査実施期間	○令和2年1月29日（水）～令和2年2月17日（月）	○令和元年12月11日（水）～令和2年1月10日（金）
回収票数	○9,056票	○808票
回収率	○61.6%	○56.0%（=808票÷1,444人）

##### (2) 調査項目

区分	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査
設問内容	○家族や生活状況 ○身体、食事・口腔の状況 ○毎日の生活、地域活動、助け合い ○健康、医療、終末期、認知症	< A票 > ○世帯、本人、住宅の状況 ○施設等の利用の検討状況 ○介護、疾病の状況 ○介護保険サービス、生活支援サービス、訪問診療の利用状況・意向 < B票 > ○介護者の過去1年間の離職状況 ○主な介護者の状況、介護内容、介護不安 ○主な介護者の勤務形態、働き方の調整、仕事と介護の両立に必要な就労支援、就労継続の可否

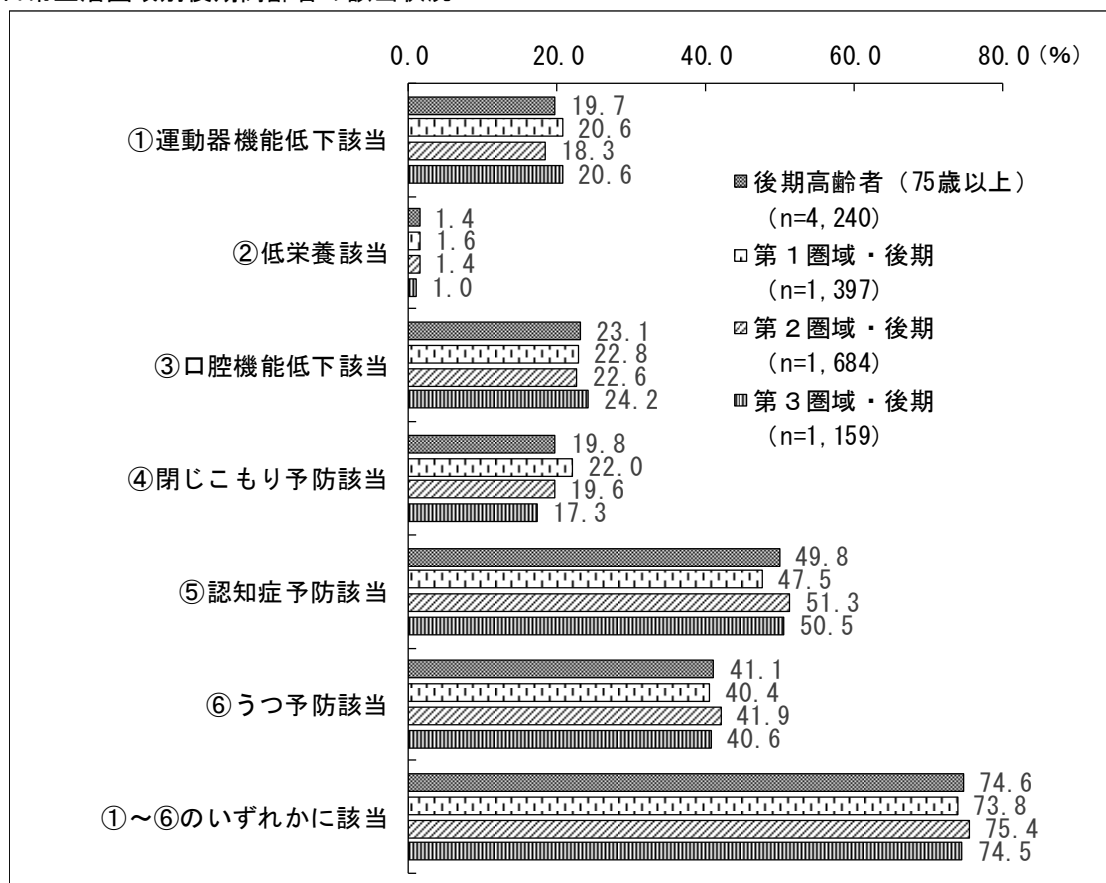
## 第2節 調査結果からの現況と課題

### 1 介護予防等への取組体制の強化

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下ニーズ調査といいます。）の結果では、75歳以上の高齢者が、各日常生活圏域とも運動器機能低下、口腔機能低下、閉じこもり予防の該当は2割前後、うつ予防は約4割、認知症予防は5割前後が該当しており、各機能の低下や閉じこもり等が要支援・要介護者につながる原因にもなるため、身近な地域における介護予防・認知症予防活動が重要となります。

地域包括支援センター等と連携し、自治会単位での協議体（地域支え合い会議）の開催を促進し、地域の身近な「通いの場」の設立及び活動の継続を強化する必要があります。

日常生活圏域別後期高齢者の該当状況

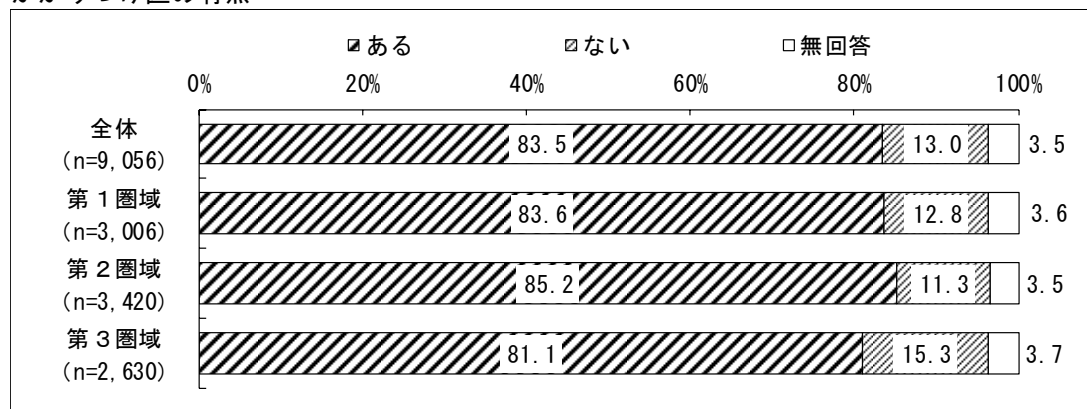


## 2 医療に関する啓発活動の推進

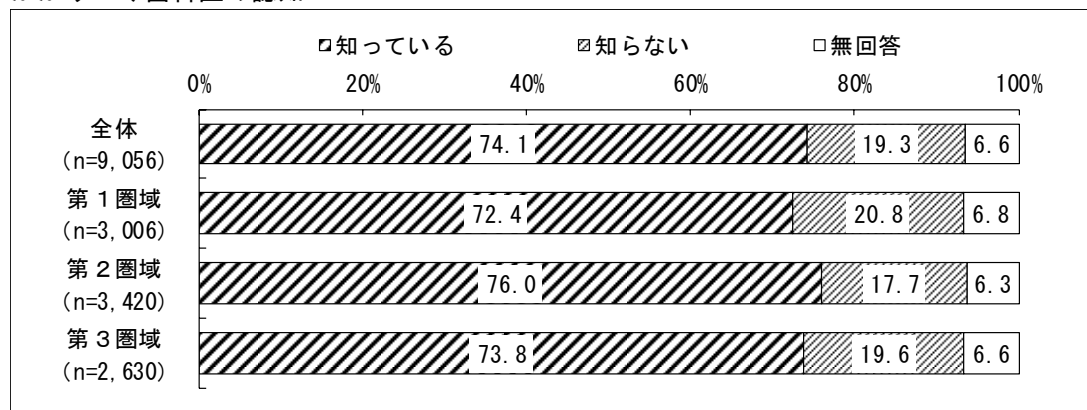
ニーズ調査の結果から、かかりつけ医があるのは8割台、かかりつけ歯科医の認知は7割台となっていますが、かかりつけ薬局の認知は5割台となっています。また、在宅医療については、約6割は在宅医療の内容や費用等についての情報が不足しており、急変時に不安を感じています。かかりつけ医、かかりつけ歯科医の認知は高まっていますが、かかりつけ薬局や在宅医療に関しては認知が低くなっています。

このような状況から、かかりつけ医、かかりつけ歯科医と共に、かかりつけ薬局及び在宅医療についての理解を進めるため、広報紙、市ホームページ、各種の介護予防事業、保健事業、各団体の会合、医療機関や介護保険サービス提供事業所等により情報提供を推進する必要があります。

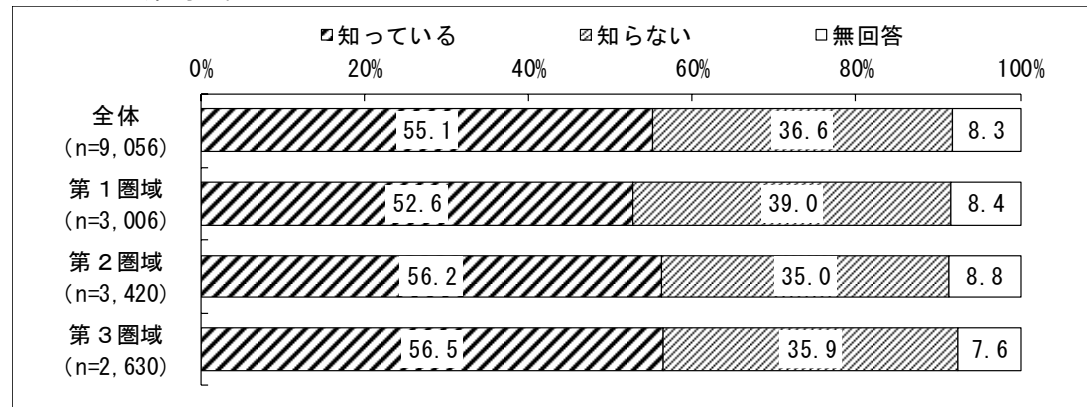
### かかりつけ医の有無



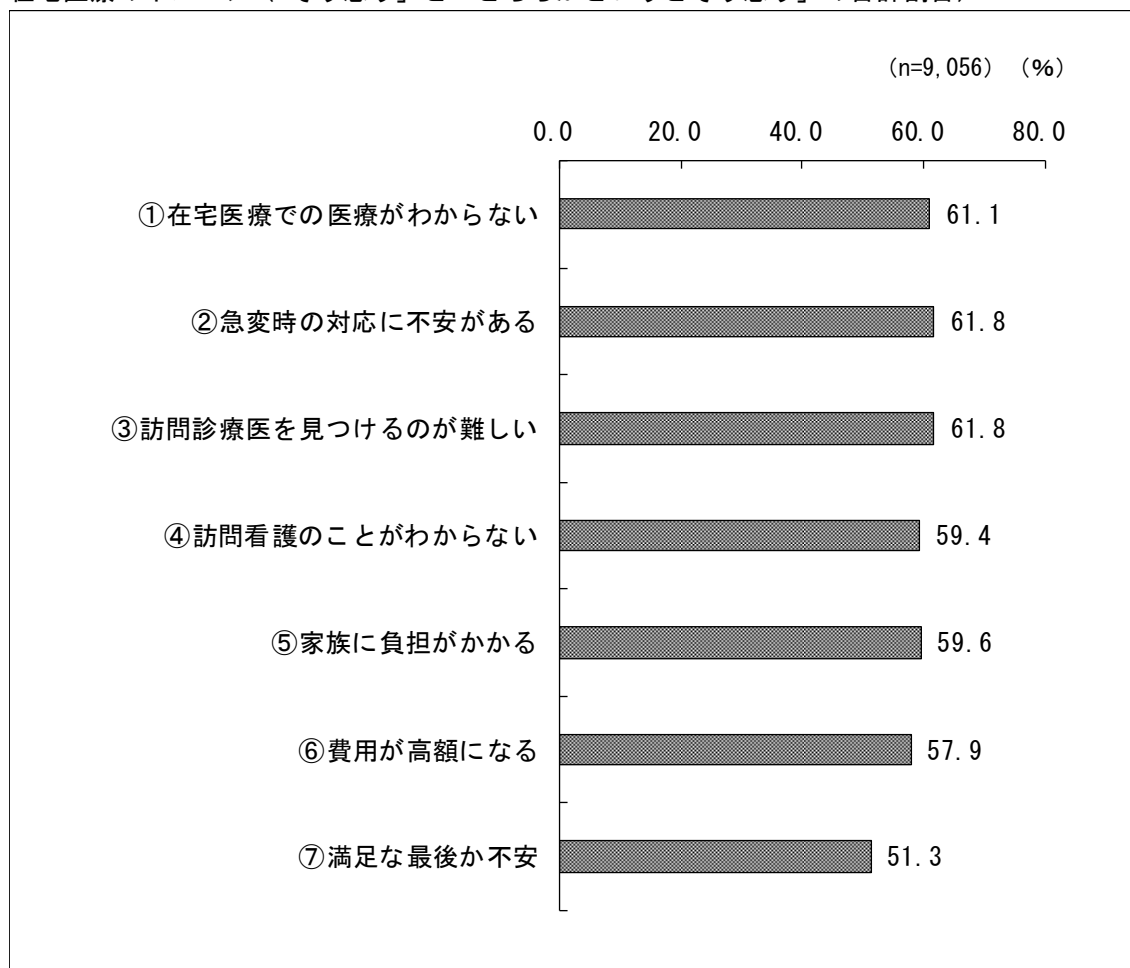
### かかりつけ歯科医の認知



### かかりつけ薬局の認知



在宅医療のイメージ（「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計割合）

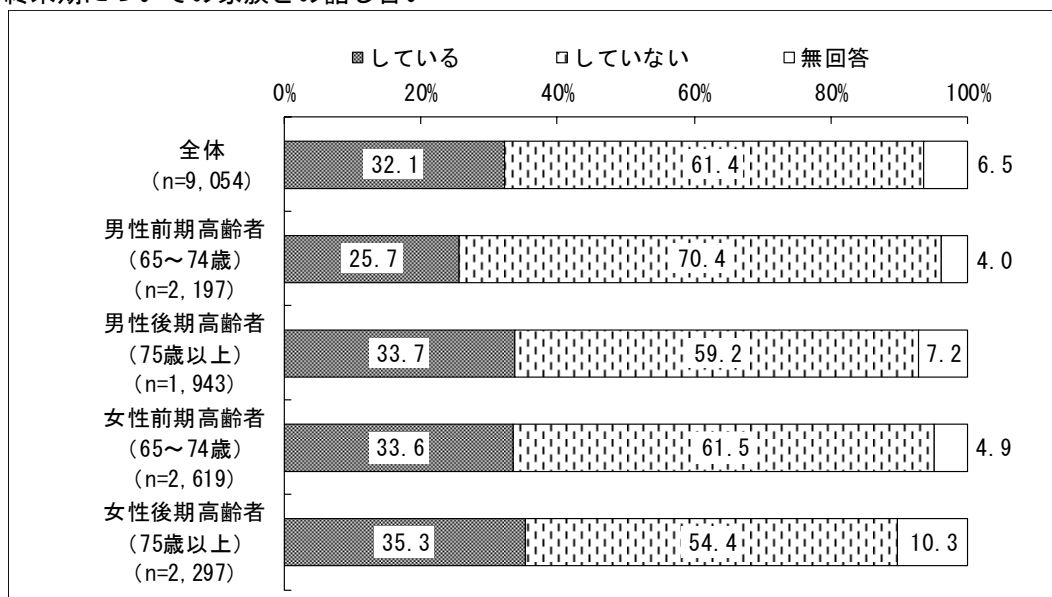


### 3 終末期の対応についての啓発活動の推進

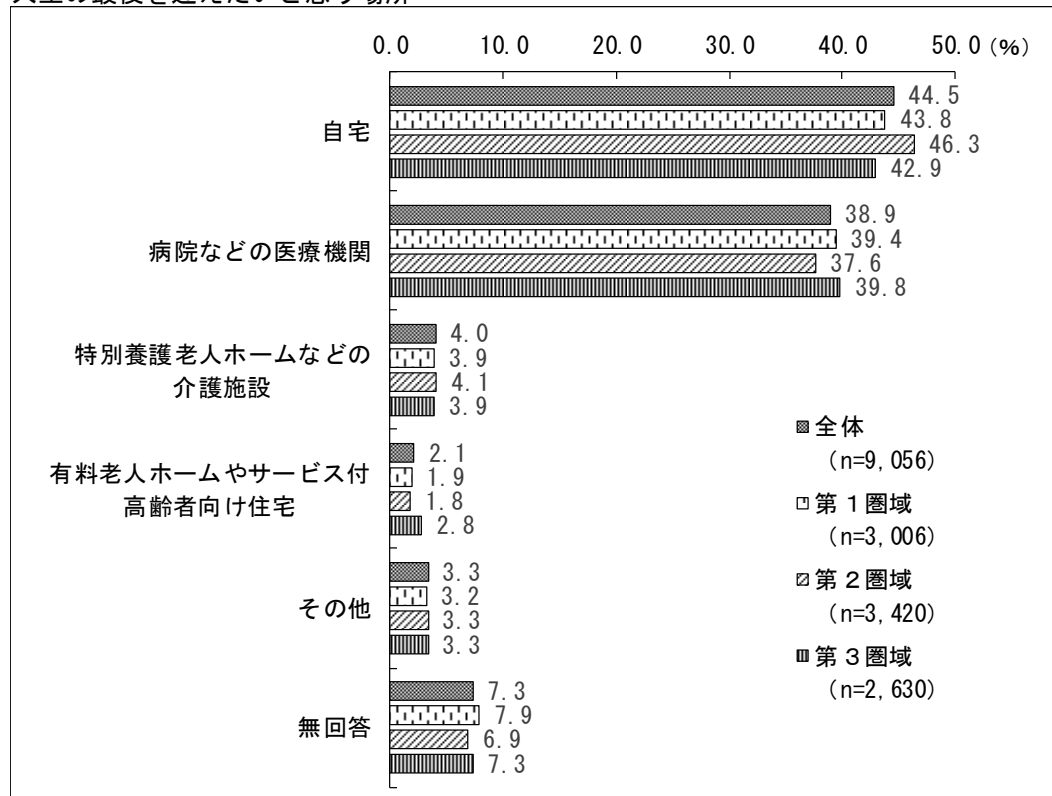
ニーズ調査では、万が一のときに手続きを依頼することができる方がいるのは8割台ですが、家族と終末期についての話し合いをしているのは3割台となっており、低くなっています。また、人生の最後を迎えたい場所は、自宅が4割台、病院などの医療機関が3割台となっております。

このような状況から、終末期の理解を進めるため、在宅医療や在宅介護、成年後見制度や相続、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）について、広報紙、市ホームページ、各種の介護予防事業、保健事業、各団体の会合、医療機関や介護保険サービス提供事業所等により情報提供を進めます。

終末期についての家族との話し合い



人生の最後を迎えたいと思う場所

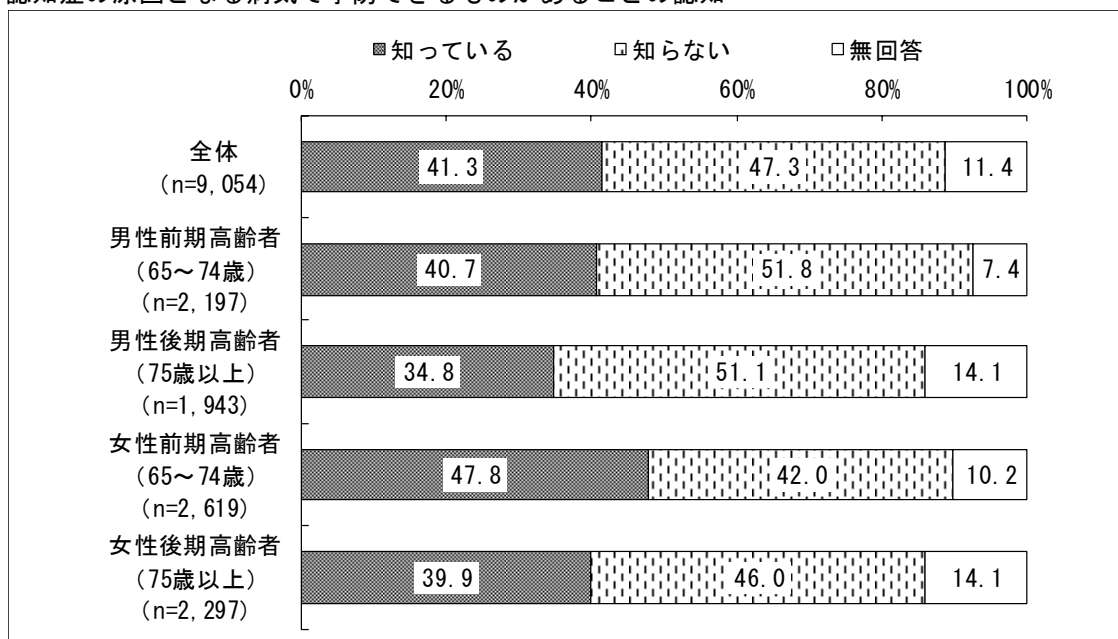


#### 4 認知症のある人とその家族への情報提供の推進

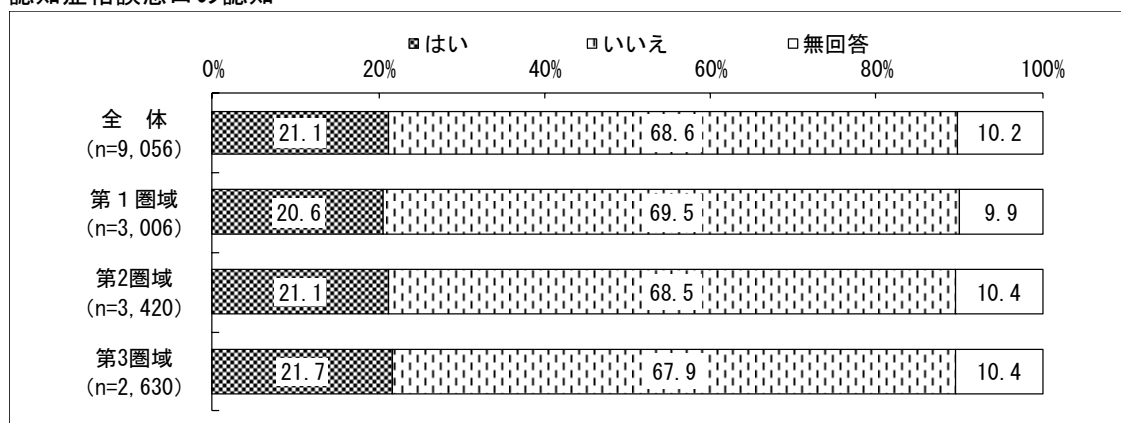
ニーズ調査では、認知症の原因となる病気で予防できるものがあることの認知は約4割、認知症の相談窓口の認知は約2割となっており、在宅介護実態調査では認知症の症状への対応に不安がみられるため、認知症に関する情報提供や、認知症に対する正しい知識と理解が重要になります。

このような状況から、市民の認知症への理解、認知症になっても安心して生活できる体制づくりを進めるため、認知症サポーター養成講座、各種の介護予防事業、保健事業、広報紙、市ホームページ、各団体の会合、医療機関や介護保険サービス提供事業所等により、認知症の予防や相談窓口に関する情報提供を進める必要があります。

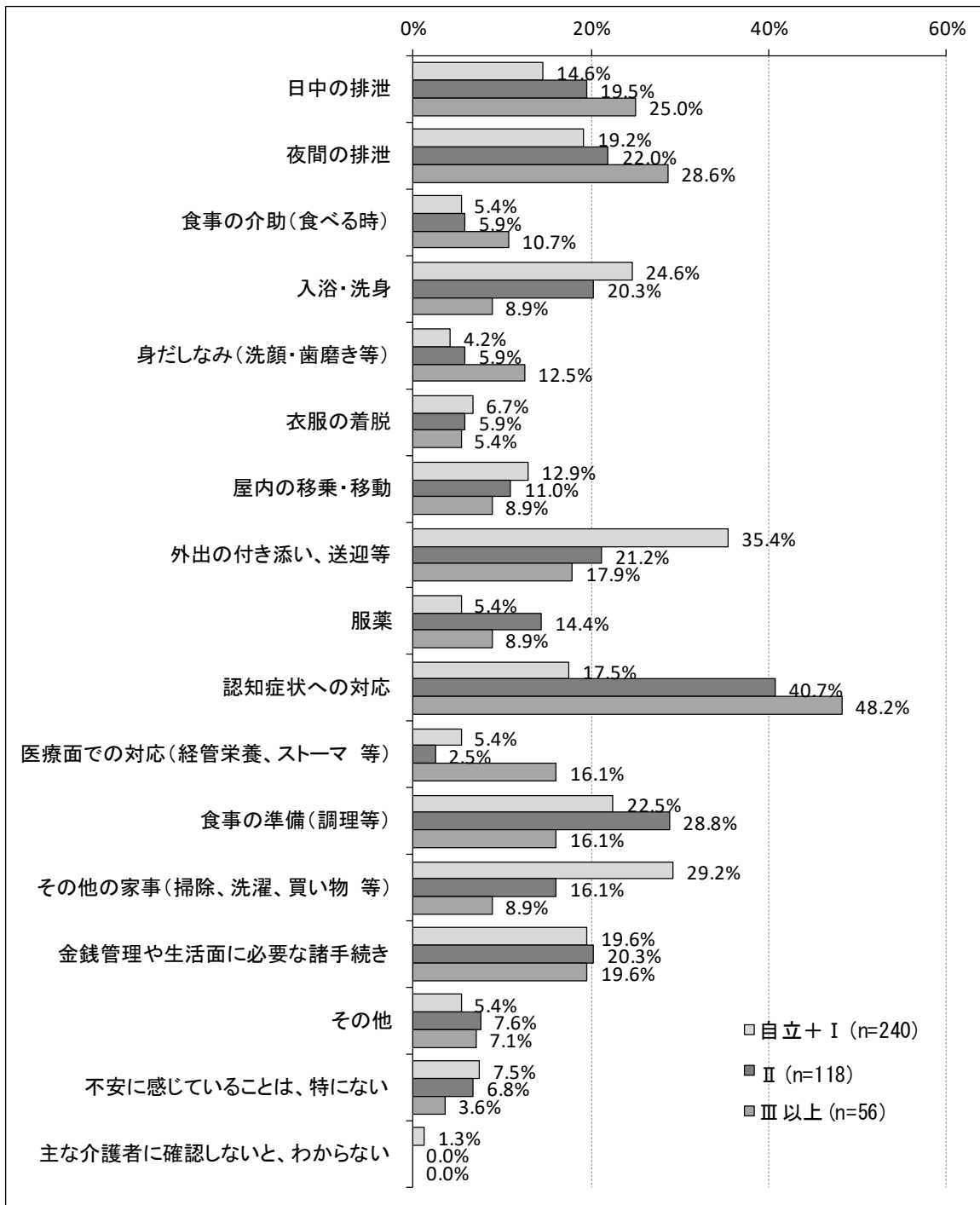
認知症の原因となる病気で予防できるものがあることの認知



認知症相談窓口の認知



認知症自立度別・介護者が不安に感じる介護





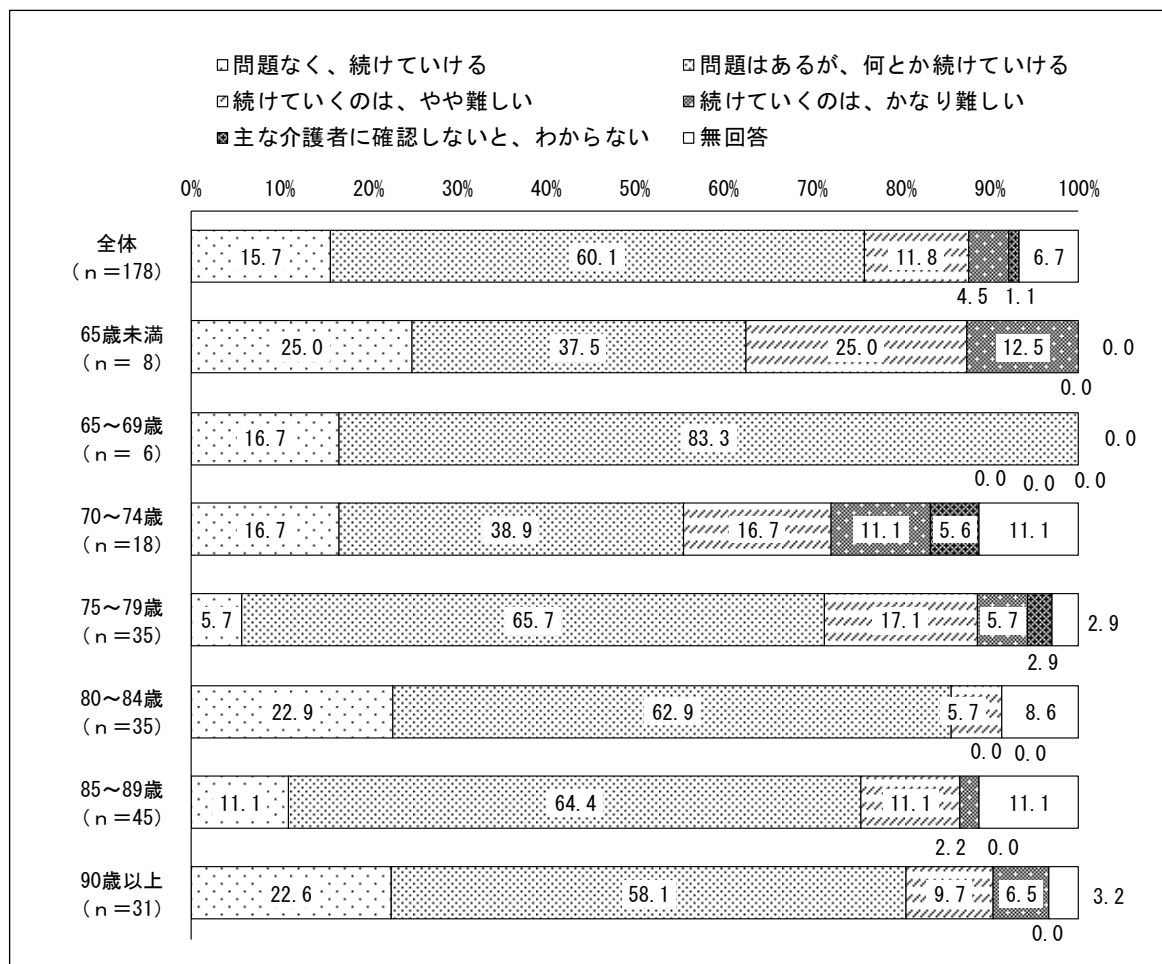
## 5 介護保険サービスの提供体制の強化

在宅介護実態調査から、仕事を続けながら介護している方のうち約6割の方が、何らかの労働時間の調整や休暇を取得しており、8割を超える方が、仕事を続けるうえで問題があると回答しています。また、要介護者が80歳代の場合、主な介護者の2割前後が、50歳代となっています。

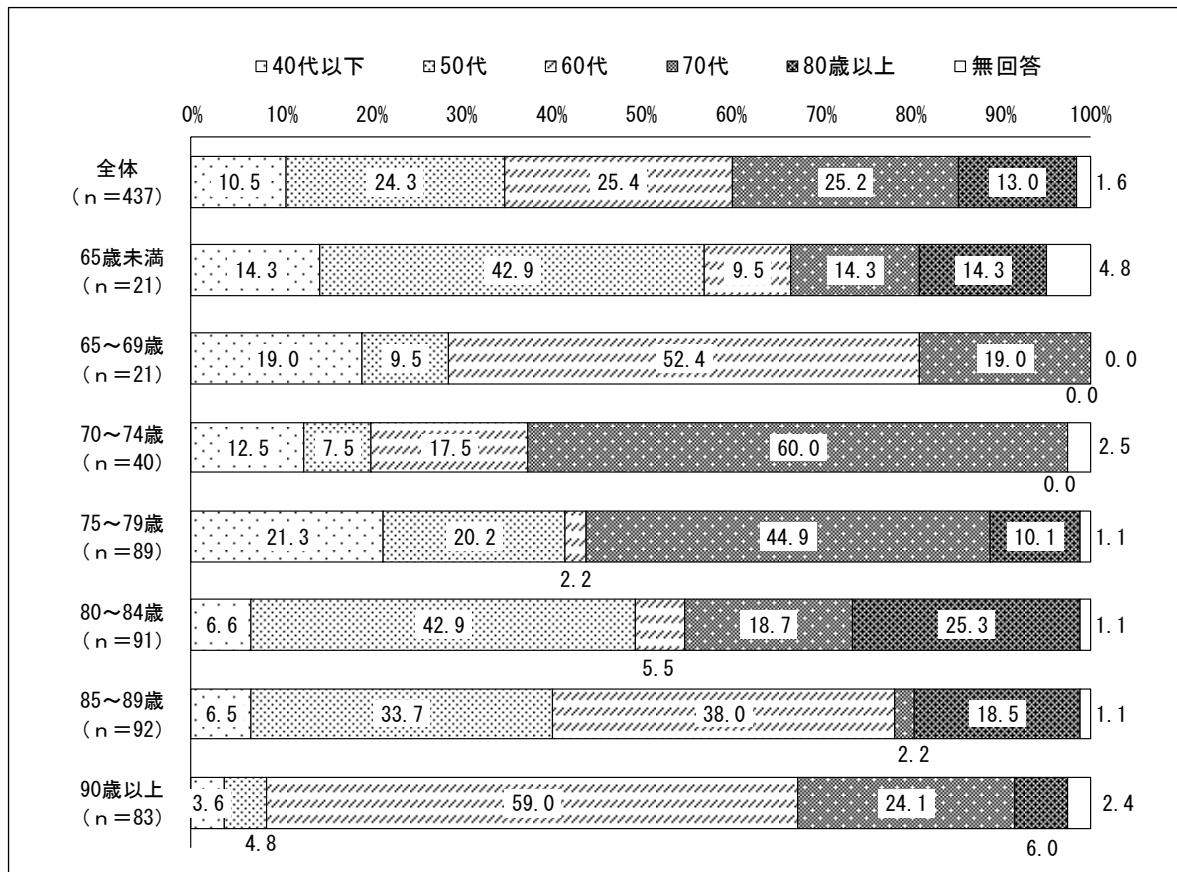
多くの介護者が仕事を続けながらの介護に何らかの問題を少なからず抱えており、高齢化が進むにつれて老々介護の割合が高まっています。

このようなことから、介護者（ケアラー）が仕事を続けることへの不安や負担を軽減し、老々介護となっても安心して介護ができることを支援するため、小規模多機能型居宅介護等のサービスを確保し、訪問系のサービスの提供体制を強化する必要があります。

### 主な介護者の就労継続の可否



主な介護者の年齢

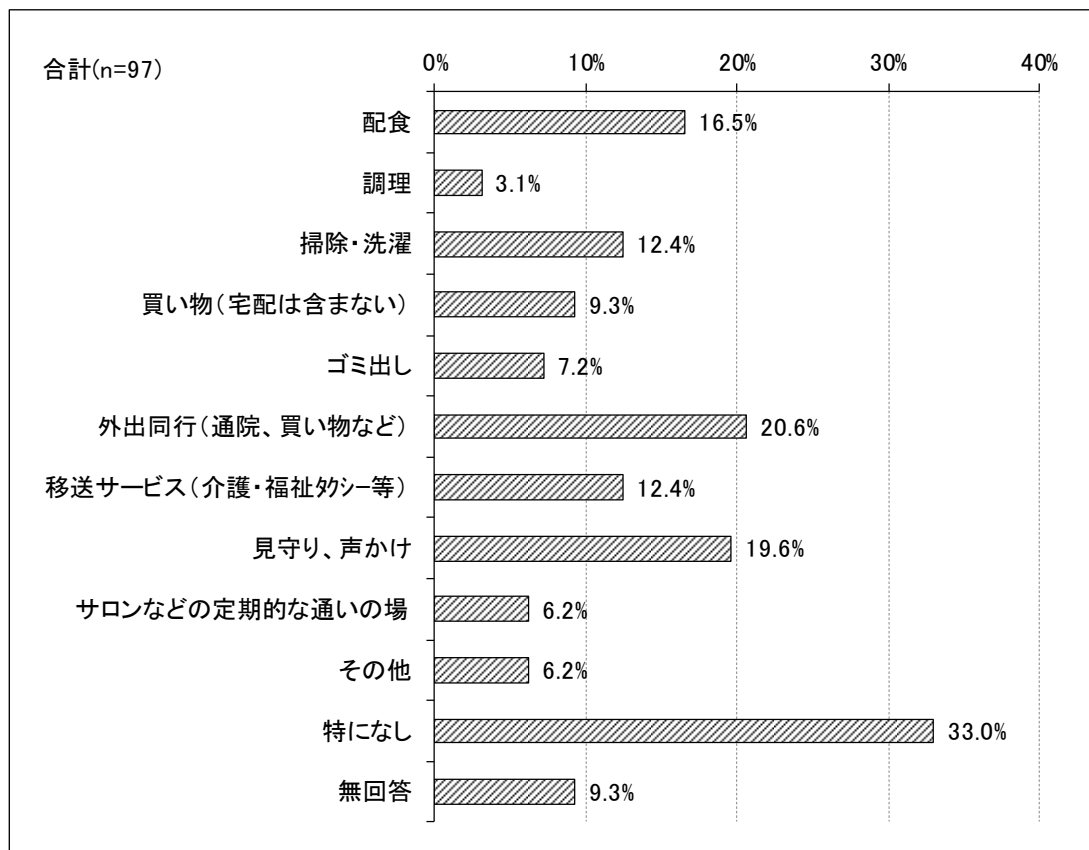


## 6 住民活動・民間団体活動の促進

在宅介護実態調査から、主な介護者が、在宅介護を続けるためには「外出同行（通院、買い物など）」「見守り、声かけ」が必要とされているほか、「移送サービス」「掃除・洗濯」なども必要とされおり、様々なサービスが求められています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを出来るよう、「見守り、声かけ」「外出同行」「移送サービス」など介護保険外のサービスを持続的に提供するためには、行政、地域住民や地域団体、専門機関と連携した地域づくりと生活支援体制づくりが重要となります。

主な介護者がフルタイム勤務の場合に在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



## 第4章 第7期計画の実施状況と課題

### 第1節 生涯を通じた社会参加により、自らの健康を維持する

#### <管理指標>

指標名	単位	区分	平成29年度	令和2年度
65歳以上人口に対する要介護等認定者の割合	%	計画値	—	13.4
		実績値	11.7	13.4
65歳以上で、週1回以上運動やスポーツのグループに参加している割合	%	計画値	—	21.5
		実績値	16.4	16.8
アクティブシニアの活動拠点が創出されたか所数	か所	計画値	—	1
		実績値	0	1

※令和2年の実績値のうち、下線で示した指標の実績値は令和2年1月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査での回答結果です。その他の指標の実績値は12月1日時点での見込みの数値です。

#### <これまでの主な取組>

- アクティブシニア社会参加支援事業として、シニア元気塾たまり場を拠点に開設し、各種講座やグループワークを開催しました。
- 家に閉じこもりがちな男性に対して、男性のための運動講座を開催しました。
- 老人福祉センター機能の充実と、創意工夫ある提案を幅広く受ける機会を確保するため、指定管理者を公募しました。

#### <施策の方向性>生涯、元気で活躍する環境をつくる

##### (1) 健康づくり・体力づくりの習慣化と健康への市民理解の促進

日頃の運動習慣の定着を目的に運動教室等を開催してきましたが、ニーズ調査の結果から、運動していない人の割合が依然高いため、運動教室等による健康づくりや体力づくりへ、参加するきっかけ作りとなる教室やイベント等を継続的に開催する必要があります。

取組内容		平成30年度	令和元年度
○いきいき運動教室（中央公民館、総合体育館、おあしす、美南地区公民館、東部地区公民館 計5会場）	開催回数	270回	256回
	参加者数	延896人	延881人
○はっらっ運動教室（平沼地区公民館、美南地区公民館 計2会場）	開催回数	60回	54回
	参加者数	延136人	延135人

## (2) 社会参加型の介護予防の推進と高齢者の就労支援

高齢者の特性を踏まえた社会参加や就労による介護予防を進めるため、NPO法人、シルバー人材センターなどの活動を促進する必要があります。

取組内容		平成30年度	令和元年度
○シニア 元気塾	講座開催数	9回	—
	講座参加者数	延269人	—
	テーマ(「農業(アクティブシニア)」「高齢者支援」「スポーツ」「観光」)別参加者数	—	延106人
	たまり場参加者数 (「やさしい英語」「歌声喫茶」)	—	延471人
○NPO法人との協業による「シニア元気塾たまり場」での相談支援		実施	実施
○健康づくりリーダー養成数		延205人	延226人
○シルバー人材センターの支援 会員数		401人	404人

## (3) 生きがい活動の支援

老人クラブの会員数はゆるやかな減少傾向にあります。また、会員に向けたイベントは毎年度ほぼ同様のものが実施されていることから、多くの高齢者の参加を得られる魅力あるイベント等の開催が求められます。このため、生きがいづくりの支援を進め、指定管理による老人福祉センター事業の充実を図るとともに、老人クラブ及び連合長寿会による活動を促進する必要があります。

取組内容		平成30年度	令和元年度
○老人クラブ活動への支援	老人クラブ数	34クラブ	34クラブ
	老人クラブ会員数	1,242人	1,185人
○連合長寿会活動の促進	演芸大会	2回	2回
	スポーツ大会	1回	1回
	グラウンドゴルフ大会	1回	1回
○老人福祉センターの充実 (看護師による健康相談の実施)		—	8回
○平沼地区高齢者ふれあい広場(シニア元気塾たまり場)の開催		40回	24回

## 第2節 地域のつながり、地域の支え合いの力を高める

### <管理指標>

指標名	単位	区分	平成29年度	令和2年度
要援護者見守りネットワークの協定事業所数	事業所	計画値	—	110
		実績値	64	92
認知症サポーター養成講座の受講者数	人	計画値	—	7,300
		実績値	3,896	4,739

※令和2年の実績値は12月1日時点での見込みの数値です。

### <これまでの主な取組>

- 要援護者見守りネットワークの協定事業所数を拡充するため、周知・啓発活動を行いました。
- 実際の場面を想定した声かけ体験をすることにより、地域での見守り体制を考える機会を設けるため、見守り声かけ実践講座を実施しました。
- 認知症サポーター養成講座を市内事業所や小学校などで開催しました。また、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトの養成講座を市主催で開催しました。
- 地域型介護予防教室の充実を図り、管理栄養士を講師とした栄養教室や、歯科衛生士を講師とした口腔教室を実施しました。

### <施策の方向性>高齢者を支える地域のつながりと生活支援体制をつくる

#### (1) 地域の担い手づくりと住民主体の通いの場の充実

吉川市の人口は今後年齢構成が大きく変化し、75歳以上の高齢者人口の割合は大幅に上昇することが見込まれます。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯についても、年々増加しており、今後も増加が見込まれます。

そのため、高齢者が引き続き住み慣れた地域で生活を送るために必要となる、地域住民によるつながりや主体的な活動による支え合いを推進するため、第1層生活支援コーディネーターによる資源の開発やネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングを行うための活動を進めてきました。

さらに、地域における課題の共有や、支え合い助け合いの支援体制を整備するため、日常生活圏域（第2層）の生活支援コーディネーターの配置を進める必要があります。

また、地域における自主的な介護予防活動を促進するため、引き続き地域型介護予防教室、サロン活動やカフェ等の住民主体による活動を支援していく必要があります。

取組内容		平成30年度	令和元年度	
○生活支援コーディネーターの配置	第1層	1人	1人	
	第2層	0人	0人	
・各地域包括支援センター主催の地域ケア会議への参加	第1圏域	9回	5回	
	第2圏域	2回	3回	
	第3圏域	4回	8回	
・担い手養成講座の開催	開催回数	1回	—	
	参加者数	37人	—	
・地域づくりフォーラムの開催	参加者数	—	246人	
・フォーラム後の勉強会の開催	開催回数	—	3回	
	参加者数	—	延90人	
・総合事業の実施体制の検討	第1層協議体	3回	—	
○ウォーキングリーダーの養成	養成者数		延60人	延60人
	講座	回数	2回	2回
		参加者数	60人	60人
	実践	回数	2回	2回
		参加者数	34人	35人
○地域型介護予防教室の開催	奨励金交付自治会数	38自治会	43自治会	
・フォローアップ講習会	開催回数	2回	2回	
	参加者数	74人	92人	
○住民主体による「ふれあいサロン」活動への助成	助成金の交付	実施	実施	
○なまらん体操プラスの推進	実施自治会数	12自治会	8自治会	
	新規自治会	1自治会	—	
	体験会開催回数	2回	—	
	体力測定・結果説明 理学療法士派遣	33回	19回	
	理学療法士出前講座	—	2回	

## (2) 認知症に関する市民理解の促進

今後、高齢化が進むにつれて認知症の高齢者数は増加することが見込まれます。そのため、市民が認知症について正しく理解し、認知症の早期発見が出来るよう、認知症サポーター及び認知症サポーターキャラバン・メイトの養成を進める必要があります。また、認知症の方を介護するうえでの不安を軽減できるよう、認知症の状態に応じたサービス利用や支援につなげる必要があります。

取組内容		平成30年度	令和元年度
○認知症サポーター養成講座の開催	開催講座数	8回	9回
	参加者数	254人	364人
○認知症キッズサポーターの養成	養成数	85人	82人
○認知症サポーターキャラバン・メイトの養成	養成数	—	16人

## (3) 認知症早期発見体制の構築

認知症は「正しい知識の啓発と理解」、「早期発見」と「早期からの治療」を行うことで、改善・重度化予防につながるとされています。認知症の早期発見を支援するため、認知症ケアパスの活用、認知症チェックサイト運用や認知症に関するイベントを開催し、情報提供や啓発活動をすることは重要となります。また、認知症の早期発見をすることにより、対象者の把握と早期診断・早期対応のための認知症初期集中支援チームによる活動へつなげることが重要になります。

取組内容		平成30年度	令和元年度
○認知症チェックサイトの運用	閲覧人数	5,065人	3,806人
○認知症イベントの開催	開催回数	1回	1回
	参加者数	87人	100人
○認知症初期集中支援チームによる支援	終結ケース	2ケース	1ケース
○認知症ケアパスの普及	相談、イベント時に配布	実施	実施



#### (4) 見守り体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域で高齢者を見守る体制の構築が求められています。吉川市要援護者見守りネットワーク事業による見守り活動を充実させるとともに、高齢者の消費者被害が見受けられることから、吉川市要援護者見守りネットワーク事業への協定事業所の拡大を図る必要があります。

また、災害時に要支援者の安全が確保されるよう、災害時避難行動要支援者名簿の更新を進めていますが、要支援者へ適切な支援ができるよう民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等のネットワークづくりを進める必要があります。

取組内容		平成30年度	令和元年度
○吉川市要援護者見守りネットワーク事業	協定事業所数	83事業所	91事業所
○連合長寿会による老人クラブ単位による友愛活動の促進		実施	実施
○災害時避難行動要支援者名簿の管理	要支援者数	680人	683人
○見守りネットワーク講座等の開催	参加者数	58人	21人

#### (5) 地域包括支援センターと地域の連携

地域包括支援センターが担当する日常生活圏域において、各自治会の地域ケア会議を開催し、地域における課題の共有や支え合い助け合いのネットワークづくりの強化を進める必要があります。

取組内容		平成30年度	令和元年度
○各地域包括支援センターにおける地域ケア会議への参加	第1圏域	9回	5回
	第2圏域	2回	3回
	第3圏域	4回	8回

## (6) 高齢者の権利擁護

今後、高齢者人口が大幅に上昇するとともに、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増加することが見込まれており、高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度の普及、利用支援を引き続き進める必要があります。また、高齢者虐待の早期発見・早期相談のため、虐待に対する市民への正しい理解の普及を進める必要があります。

取組内容		平成30年度	令和元年度
○成年後見制度の利用支援	市による申し立て件数	3件	1件
	後見人への報酬助成件数	1件	4件
○高齢者虐待の相談件数	虐待検討会議の件数	31件	17件

## (7) 介護者の支援

認知症の方及び介護家族を地域ぐるみで支援するため、認知症地域支援推進員による相談活動、認知症カフェや、介護者が相談しやすい新たな集いの場の創出を進める必要があります。また、介護者の負担を軽減するため、位置情報提供システムによる徘徊等での捜索支援や、在宅高齢者介護支援手当を進める必要があります。

取組内容		平成30年度	令和元年度
○認知症地域支援推進員の配置	配置人数	4人	4人
○認知症カフェの開催	開催回数	54回	73回
	参加者数	延1,159人	延1,156人
○位置情報提供システムによる支援	機器貸与台数	11台	13台
	位置情報検索性件数	876件	989件
○在宅高齢者介護支援手当の支給 (所得税非課税世帯)	支給者数	9人	11人

### 第3節 地域包括ケアシステムの深化と介護保険制度の持続性を高める

#### <管理指標>

指標名	単位	区分	平成29年度	令和2年度
地域包括支援センターの相談件数	件	計画値	—	—
		実績値	1,815	2,768
65歳以上の市内の医療機関をかかりつけ医とする割合	%	計画値	—	86.6
		実績値	78.5	77.2

※令和2年の実績値のうち、下線で示した指標の実績値は令和2年1月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査での回答結果です。その他の指標の実績値は12月1日時点での見込みの数値です。

#### <これまでの主な取組>

- 健康保険証の交付の際などにパンフレットを配布し、かかりつけ医等の周知啓発を行いました。
- 医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するため、在宅医療サポートセンターを軸とした医療・介護連携を強化し、在宅医療・介護事業者情報検索システムの導入をしました。
- 安心して人生の最終段階を迎えられるよう、エンディングノート等を活用し、市民を対象にした終活講座を行いました。
- 在宅での生活に必要な介護サービスを提供するため、事業者と連携し、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を行いました。（令和2年度末、新設予定）

#### <施策の方向性1> 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくる

##### (1) 地域包括支援センターの認知度の向上と相談支援体制の強化

高齢者の生活や介護などの地域における相談支援を進めるため、日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターの市民へ周知・啓発を図る必要があります。

また、高齢者を含めた多様化する世帯の課題に、部門横断的に幅広く対応できる相談支援体制整備が必要になります。

取組内容		平成30年度	令和元年度
○地域包括支援センターにおける相談件数	第1圏域	685件	463件
	第2圏域	663件	727件
	第3圏域	861件	911件

## (2) 在宅医療と介護連携の強化

在宅での療養を支援するため、在宅医療サポートセンターの相談活動を進めるとともに、市内病院での在宅医療利用者用の後方支援ベッドの確保、往診医登録制度の普及を図る必要があります。また、医療と介護の連携を図るため、メディカルケアステーション（MCS）の運用を進めるとともに、吉川・松伏多職種連携の会の開催、医療・介護者向け研修を進める必要があります。

取組内容		平成30年度	令和元年度
○在宅医療サポートセンターにおける相談件数（看護師、介護支援専門員による相談支援）		197件	153件
○在宅医療利用者用の後方支援ベッド（市内病院）の確保	後方支援ベッド数	3床	3床
	利用者数	延25人	延9人
	活用日数	延152日	延54日
○往診医登録制度の普及	登録医療機関数	12医療機関	18医療機関
○医療機関・介護サービス事業所検索システムの運用		10月稼働	運用
○吉川・松伏多職種連携の会の開催	開催回数	6回	6回
○医療・介護者向け研修	開催回数	4回	1回

## (3) 在宅医療と在宅介護の市民理解の促進

在宅医療・在宅介護について分かりやすく伝え正しい理解を促進するため、市民向け講演会を開催し、在宅医療・在宅介護について考えるきっかけづくりのため、エンディングノートの活用や、終活講座による自己決定の支援を図る必要があります。

取組内容		平成30年度	令和元年度
○市民向け講演会の開催	参加者数	64人	215人
○自己決定を支援する講習会（終活講座）	開催回数	3回	3回
	参加者数	延160人	延155人

## (4) 新しい総合事業の基盤づくり及び (5) 外出しやすい環境づくり

総合事業によるサービス提供を進めるため、団体等による提供体制を確保する必要があります。

取組内容	平成30年度	令和元年度
○団体等による訪問型・通所型サービスの実施に向けた協議	実施	実施

## (6) 住まいの確保

高齢化が進むにつれて増加する、単身・高齢者世帯の賃貸住宅利用者の経済的な負担を軽減するため、家賃の助成を進める必要があります。

取組内容		平成30年度	令和元年度
○高齢者世帯における賃貸住宅家賃の一部助成（単身・高齢者世帯）	支給世帯数	164世帯	154世帯

## <施策の方向性2>利用者に応じた介護サービス提供体制をつくる

### (1) 居宅サービスの提供体制の確保

居宅サービスの利用により、在宅での生活と介護を継続できるよう、サービス提供事業所と連携していく必要があります。

取組内容	平成30年度	令和元年度
○サービス提供体制の確保を目的とした事業者との連携	実施	実施

### (2) 地域密着型サービスの提供体制の確保

小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの提供体制を確保するため、サービス提供事業所と連携し、必要なサービス提供量を確保する必要があります。

取組内容	平成30年度	令和元年度
○小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの提供について事業者との協議	実施	実施

### (3) 施設サービスの提供体制の確保

ケアマネジャー等との連携により施設介護サービスの必要量の把握を進め、サービス提供施設の整備について検討する必要があります。

取組内容	平成30年度	令和元年度
○特別養護老人ホーム等の必要性の検討	実施	実施

### (4) 介護従事者の確保と育成の支援

高齢者の増加に伴い必要とされる介護従事者の確保と育成の支援は重要になります。このため、サービス提供事業所との連携により介護人材の必要量の把握を進め、求人情報の紹介、合同就職面接会の開催など、人材確保に向けた支援を行う必要があります。

取組内容	平成30年度	令和元年度
○求人情報の紹介、合同就職面接会の開催	実施	実施

## (5) 介護保険制度の理解促進

ニーズ調査では、介護サービスの利用方法について市職員（または地域包括支援センターの職員）の訪問による相談を希望しない割合が約4割です。このようなことから、介護保険制度による適切なサービス利用を進めるため、市のホームページ、各種パンフレット等による情報提供を進める必要があります。

取組内容	平成30年度	令和元年度
○市ホームページ、各種パンフレット等による周知	実施	実施

## (6) サービスの質の向上のための基盤整備

サービスの質の向上を図るため、ケアプランチェック、自立支援型地域ケアマネジメント会議の開催、介護相談員の派遣、サービス提供事業者への指導を進める必要があります。

取組内容	平成30年度	令和元年度
○ケアプランチェック	実施	実施
○介護支援専門員に対する研修会の開催	—	実施
○介護相談員の派遣	相談員数	14人
	訪問施設数	7か所
○サービス事業者への指導	実地指導件数	9件
		20件

## ◇その他の高齢者福祉事業

### <実施状況>

取組内容	平成30年度	令和元年度
敬老祝品・祝金贈呈事業 ・88歳、99歳に祝品または祝金（1万円）を贈呈	祝品贈呈者数	60人
	祝金贈呈者数	135人
公衆浴場無料入浴券の交付 ・65歳以上の方に市内の公衆浴場の無料入浴券（月4枚 年間48枚）を交付	交付者数	599人
		585人
公共施設無料利用証の交付 ・高齢者及び高齢者団体に市内公共施設の無料利用証を交付（長寿支援課配布分）	個人交付数	130枚
	団体交付数	219枚
		233枚

## 第5章 計画の基本理念、地域の理想像等

### 第1節 基本理念と地域の理想像

基本理念 **高齢者の幸福実感の実現**

地域の理想像 **すべてのひとが 生涯にわたり居場所  
と役割を持ち 活躍する地域**

本計画では、基本理念である「高齢者の幸福実感の実現」のもとに、地域の理想像である「すべてのひとが 生涯にわたり居場所と役割を持ち 活躍する地域」を目指します。

この地域の理想像は、このなかで得られた「人とのつながりを持ちたい」、「仲間と一緒にいたい」、「互いに支え合いたい」、「役割を持ちたい」、「生きがいを持ちたい」、「地域に参加していきたい」などの、市民の想いと希望を地域の理想像としたものです。この地域の理想像を実現することにより、高齢者それぞれの希望と選択に応じた高齢者の幸福実感につながるものと考えます。

## 第2節 基本目標

### 1 生涯を通じた社会参加により、自らの健康を維持する【自助】

#### ＜施策の方向性＞生涯、元気で活躍する環境をつくる

生涯を通じた社会参加により自らの健康を維持するため、身近な場所で健康づくり・体力づくりを習慣化できる仕組みづくり、知識や経験を活用できる社会参加・就労の機会づくり、心豊かに充実した生活を送るための生きがいづくりにより、生涯、元気で活躍する環境をつくります。

### 2 地域のつながり、地域の支え合いの力を高める【互助】

#### ＜施策の方向性＞高齢者を支える地域のつながりと生活支援体制をつくる

地域のつながり、地域の支え合いの力を高めるため、地域の多様な社会資源（NPO、民間企業、社会福祉法人、ボランティア、自治会など）との連携による支え合いの担い手や通いの場づくりに取り組むとともに、認知症の理解、見守り体制、権利擁護、介護者の支援により、高齢者を支える地域のつながりと生活支援体制をつくります。

### 3 地域包括ケアシステムの深化と介護保険制度の持続性を高める【共助】※

#### ＜施策の方向性1＞高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境をつくる

地域包括ケアシステムを深化するため、地域包括支援センターの活動、在宅医療と介護の連携、総合事業、外出支援、住まいの支援などの取組を進め、高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境をつくります。

#### ＜施策の方向性2＞利用者に応じた介護サービス提供体制をつくる

介護保険制度の持続性を高めるため、高齢者人口の増加に対応した介護保険サービスの質の維持・向上、介護人材の確保、サービスの適正利用を促進し、利用者に応じた介護サービス提供体制をつくります。

※本計画における共助とは、住み慣れた地域で生活を継続することができる包括的な支援体制の構築と、介護保険に代表される社会保険制度及びサービスを示します。



### 第3節 地域共生社会実現に向けた重点テーマ

介護が必要となっても、住み慣れた地域で高齢者が尊厳の保持と自立した生活を、継続することができるよう「地域包括ケアシステム」の深化が求められています。

地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれておりますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障がい者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等にも応用することが可能な概念となります。

これらに同時に直面する世帯など、高齢者を含めたそれぞれの世帯の課題に部門横断的に幅広く対応できる支援体制が求められています。

地域包括ケアシステムの構築を令和7年（2025年）に向け段階的に進めるなかで、すべての市民・関係者が地域の問題・課題を自分の事として捉え関わり、支え手・受け手という関係を超えて、多様な主体・担い手がつながり、「丸ごと」受け止める場を地域につくる「地域共生社会」の実現についても段階的に取り組むことが求められます。

このため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に、利用者を限定しない分野横断的な視点を加えた重点テーマを掲げ、令和7年（2025年）を目途に、地域共生社会の実現に向けて段階的に取り組むための基礎づくりを進めます。

高齢者も 障がい者も 子どもも 地域も



#### 【高齢者にとって】

子どもと触れ合うことで、自分の役割を見つけ、意欲が高まることによる日常生活の改善や会話の促進の効果

#### 【障がい児・者にとって】

居場所ができることで、自分なりの役割を見出し、それが自立へと繋がっていく効果

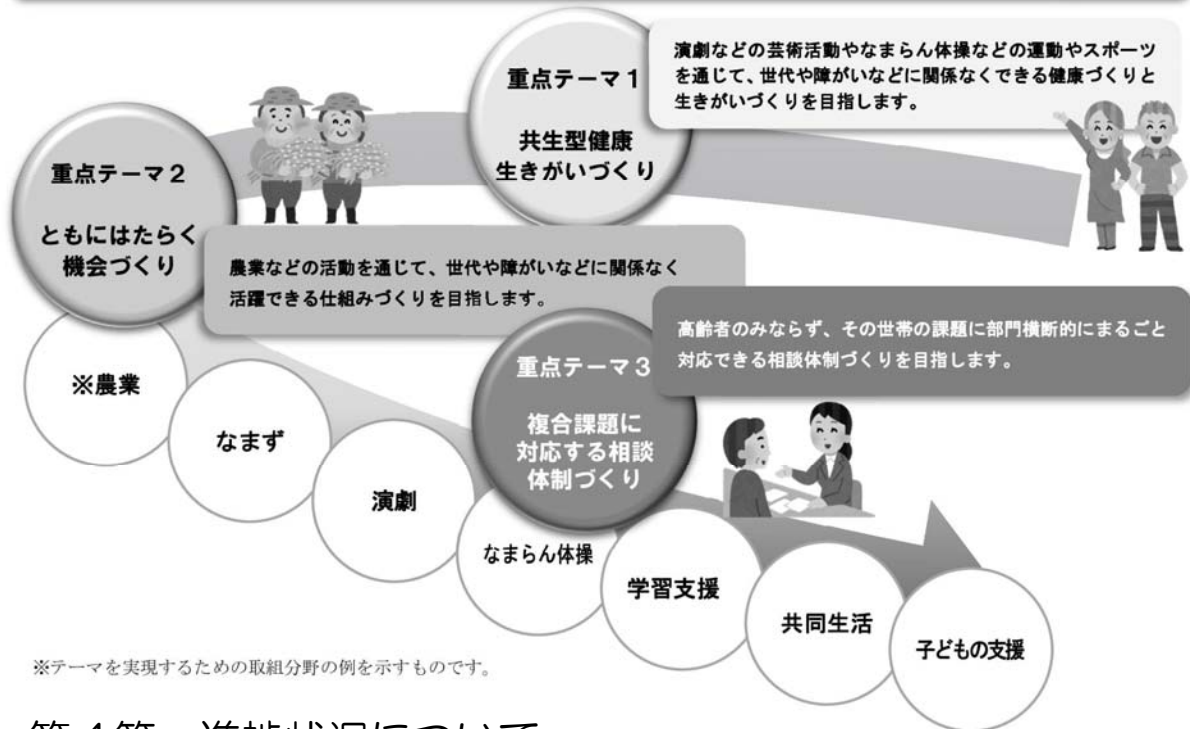
#### 【子どもにとって】

高齢者や障がい児・者など他人への思いやりや優しさを身に着ける教育面の効果

#### 【地域にとって】

様々な主体が関わることによって地域全体のつながりができる効果

## 地域共生社会実現に向けた重点テーマ



## 第4節 進捗状況について

### 『重点テーマ1』の現在の状況

- 演劇事業に参加された方が、講師として運動教室に参加し、演劇の要素を取り入れた台詞や笑い怒りなど表情による教室を行い、介護予防につなげました。
- 美術協会や舞踊協会の方に、放課後子ども教室で子どもたちに絵や踊りを教えていただきました。指導者である高齢者と子どもたちが、踊りや絵画を通じてコミュニケーションをとり交流を深めました。

### 『重点テーマ2』の現在の状況

- 大学と連携し、高齢の方や障がいのある方でも働ける産業として、新しい農業のモデル的な取組の検討をしました。
- 住み慣れた地域で、いつまでも暮らせるよう、障がい者の支援団体、民生委員、保護者、農業従事者などによる地域課題の検討会を立ち上げ、障がい者にアンケートを行い、グループホームの必要性や、農福連携を含めた就労支援などについて検討を進めました。

### 『重点テーマ3』の現在の状況

- 高齢者を含む多様化した世帯の課題に対応した、包括的な支援体制のあり方について、庁内検討会議を開始しました。
- 地域住民と連携して高齢者の抱える問題に対し、「気づき」による課題解決に向けた検討を進めました。

## 第6章 日常生活圏域と地域支援事業の今後の方向性

### 第1節 日常生活圏域と地域包括支援センターの設置

「日常生活圏域」とは、地域包括ケアシステムの実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位です。

吉川市では、高齢者人口や自治会など地域における活動の単位を考慮して、中学校圏域を基本に「日常生活圏域」を設定します。

また、この圏域を身近なところで相談やサービスが受けられる圏域として捉え、地域包括支援センターを日常生活圏域に1か所配置しています。

今後、さらなる高齢化の進行が見込まれるため、地域支援事業の充実が重要となり、拠点となる地域包括支援センターの機能強化が必要になります。そのため、基幹型地域包括支援センターの設置も含め検討し、日常生活圏域の見直しを進めていきます。

日常生活圏域別人口、高齢者数、高齢化率（令和2年4月1日現在）

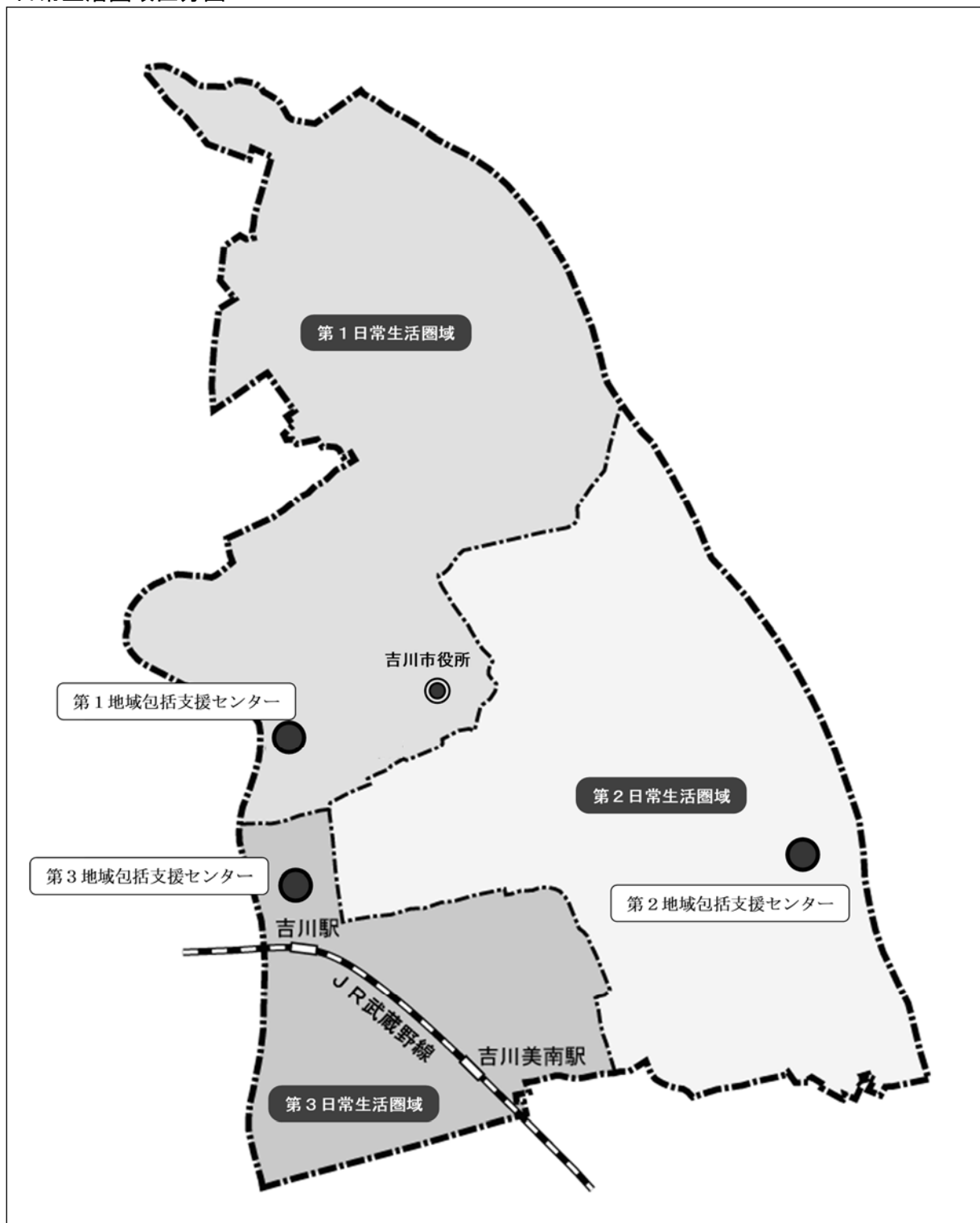
日常生活圏域	圏域人口	高齢者数	高齢化率
第1圏域	23,190人	5,700人	24.6%
第2圏域	21,250人	6,322人	29.8%
第3圏域	28,574人	4,924人	17.2%

資料：住民基本台帳人口

日常生活圏域別担当地域

日常生活圏域	担当地域
第1圏域	上内川、下内川、八子新田、鍋小路、川藤、南広島、拾壺軒、旭、須賀、川野、川富、関、吉川、きよみ野、吉川団地、平沼の一部
第2圏域	三輪野江、土場、飯島、半割、加藤、吉屋、関新田、上笹塚、会野谷、中井、鹿見塚、皿沼、中島、小松川、二ツ沼、平方新田、深井新田、栄町、新栄、中野、保の一部（二郷半用水東側）、平沼の一部（二郷半用水東側）
第3圏域	平沼の一部（二郷半用水西側）、平沼一丁目、保の一部（二郷半用水西側）、保一丁目、共保、木売、高富、高久、中曾根、道庭、美南、富新田、木売新田、中川台

# 日常生活圏域区分図



## 第2節 日常生活圏域の地域密着型サービスの量の見込み

吉川市では、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の必要利用定員総数を日常生活圏域ごとに次のとおり見込みます。

なお、地域密着型特定入居者生活介護については、第8期計画期間において設置を見込まないこととします。

### 小規模多機能型居宅介護の必要利用定員総数

日常生活圏域	現状	見込み		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1圏域	0人	0人	7人	7人
第2圏域	0人	0人	6人	6人
第3圏域	0人	0人	5人	5人
全 市	0人	0人	18人	18人

### 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の必要利用定員総数

日常生活圏域	現状	見込み		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1圏域	21人	21人	27人	27人
第2圏域	24人	24人	30人	30人
第3圏域	18人	18人	24人	24人
全 市	63人	63人	81人	81人

## 第3節 地域支援事業の今後の方向性

### 1 介護予防・日常生活支援総合事業

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

事業名	取組内容
①訪問型サービス	旧介護予防訪問介護相当の訪問介護、訪問型サービスA（旧介護予防訪問介護よりも基準を緩和したサービス）、訪問型サービスD（移動支援や移送前後の生活支援）の導入を進めます。
②通所型サービス	従来の予防給付相当の通所介護、通所型サービスA（旧介護予防通所介護よりも基準を緩和したサービス）、通所型サービスB（住民主体による支援）の導入を進めます。
③介護予防ケアマネジメント	要支援者等の状態等にあった適切なサービスを包括的かつ効率的に提供し高齢者の自立を支援するため、介護予防ケアマネジメントを実施します。

#### (2) 一般介護予防事業

事業名	取組内容
①いきいき運動教室等の実施	高齢者が運動習慣のきっかけづくりとすることを目的に、筋トレや音楽体操などを組み合わせた介護予防教室を実施します。
②健康づくりリーダーの育成	健康づくり・介護予防リーダー養成講習会を開催するとともに、既に地域で活躍する健康づくり・介護予防リーダーのスキルアップを図るため、専門家によるフォローアップ講習会を開催します。
③ふれあいデイサービス事業の実施	単身高齢者、高齢者のみ世帯、日中独居者の生きがいづくりを進めるため、平沼地区公民館、美南地区公民館において、ふれあいデイサービス事業を実施します。
④介護ボランティアポイントの付与	市民の介護ボランティア活動を促進するため、市が指定した介護保険施設、事業でのボランティア活動にポイントを付与します。また、対象事業の拡充を進めます。

## 2 包括的支援事業

包括的支援事業は、地域包括支援センター等において実施しています。

### (1) 地域包括支援センターの運営

事業名	取組内容
①総合相談支援事業	地域包括支援センターの相談活動を通じて、高齢者世帯の実態把握や継続的な支援を行うとともに、各関係機関との連絡調整を行います。
②権利擁護業務	高齢者のニーズに即した適切な支援により生活を維持できるよう、成年後見制度の利用支援、高齢者虐待、困難事例への対応、消費者被害の防止に取り組みます。
③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	ケアマネジャーを支援するため、個別の相談支援やケアマネサロンを開催するとともに、自立支援型地域ケアマネジメント会議への支援を行います。

### (2) 社会保障充実分

事業名	取組内容
①在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護サービス担当者との連携を支援するため、在宅医療サポートセンターの運営をするとともに、メディカルケアシステムの運用を行います。また、吉川松伏多職種連携の会による講演会、研修会を開催します。
②生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター（第1層）による地域資源の開発やネットワーク構築、マッチングを進めるとともに、担い手養成講座を開催します。 また、地域における課題の共有や、支え合い助け合いの支援体制を整備するため、第2層（日常生活圏域）の生活支援コーディネーターを配置します。 自治会を単位とする見守りや集いの場づくりなどの活動を促進するため、自治会単位での地域支え合い会議の開催を支援します。
③認知症総合支援事業	認知症になっても地域での暮らしを継続できるよう、認知症初期集中支援チームによる早期の対応による支援を図ります。 認知症の正しい市民理解を深め、早期発見を支援するため、認知症ケアパスや認知症チェックサイトの周知を行います。 認知症の方やその介護家族の方の支援や交流を進めるため、住民主体の認知症カフェの運営・立ち上げの支援を行います。

### 3 任意事業

事業名	取組内容
①介護給付適正化事業	介護保険制度の適正な事業運営を図るため、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検や医療情報との突合、介護給付費通知を行います。
②家族介護支援事業	徘徊高齢者を迅速に発見するため、位置探索機器の貸与を行う位置情報提供サービス利用支援事業を実施します。家族介護者（ケアラー）が相談しやすい集いの場を新たに創出していきます。
③成年後見制度利用支援事業	市町村申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行います。
④認知症サポーター養成事業	認知症についての市民の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を開催します。 また、認知症サポーター養成講座の企画・立案を行うキャラバン・メイトの養成を行います。
⑤介護相談員活動事業	施設入所者への相談活動を通じて、利用者の疑問や不満、不安を解消し、事業者の提供する介護サービスの質の向上を図るため、サービス担当者等との調整を行う介護相談員の派遣を行います。



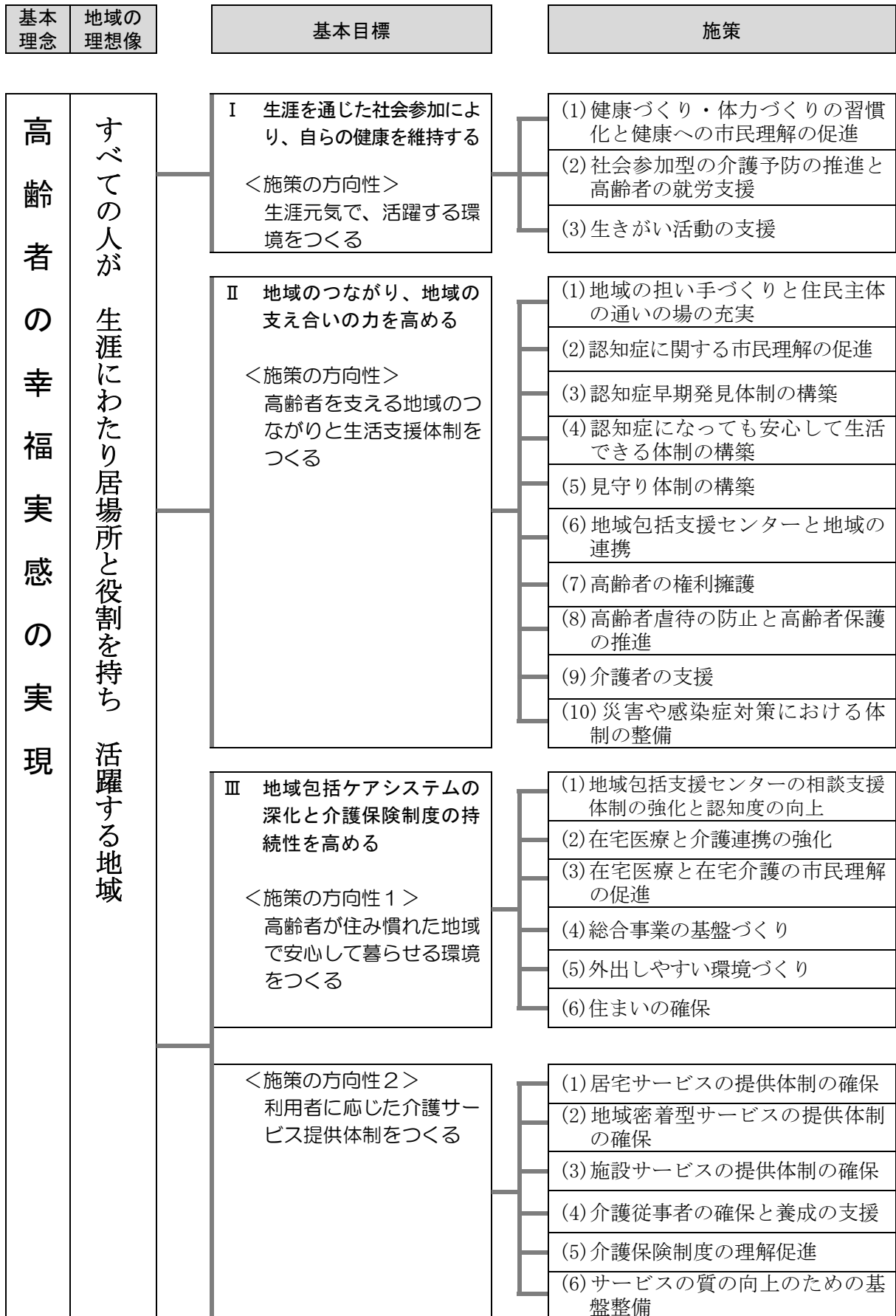
## 第7章 高齢者福祉施策の推進

### 第1節 高齢者福祉施策における地域共生社会実現への方向性

すべての市民・関係者が地域の問題・課題を「我が事」として捉え関わり、支え手・受け手という関係を超えて、多様な主体・担い手がつながり、「丸ごと」受け止める場を地域につくる「地域共生社会」の実現に向けて、第7期計画では3点の重点テーマを掲げました。

第8期計画の高齢者福祉施策においても、「地域共生社会」の実現に向け、様々な機関と連携の可能性がある取り組みに対し、関係する重点テーマを第2節に記載しました。現在の枠組みにとらわれない分野横断的な取り組みを創出できるよう検討を進めます。

## 第2節 高齢者福祉施策の体系



## 基本目標Ⅰ：生涯を通じた社会参加により、自らの健康を維持する

### <施策の方向性>生涯、元気で活躍する環境をつくる

#### 【管理指標】

指標名	単位	令和2年度	令和5年度
65歳以上人口に対する要介護等認定者の割合	%	13.4	14.5
<u>65歳以上で、週1回以上運動やスポーツのグループに参加している割合</u>	%	16.8	17.1

※令和2年の値のうち、下線で示した指標の値は令和2年1月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査での回答結果です。その他の指標の値は12月1日時点での見込みの数値です。

#### (1) 健康づくり・体力づくりの習慣化と健康への市民理解の促進 『重点テーマ1』

##### ①ウォーキングを通じた健康づくり・体力づくりの推進

ウォーキングによる健康づくり・体力づくりへの関心を高めるため、埼玉県コバトン健康マイレージ事業、産直ウォーキング事業を実施し、健康行動の習慣化を図ります。

##### ②健康・体力づくりポイント制度の推進

正しい日常生活習慣の実践や自主的な健康診査の受診や健康づくり・体力づくりの継続性を維持するため、景品に交換できるポイントを付与し、健康づくり・体力づくりへのきっかけづくりと習慣化を図ります。

##### ③いきいき運動教室を通じた健康づくり・体力づくりの推進

日常生活で運動の習慣がなく、健康づくり・体力づくりに取り組めない高齢者に、運動・口腔の指導・演劇の発声・呼吸トレーニング等を取り入れた「いきいき運動教室」を実施し、健康行動の機会提供と習慣化を図ります。

##### ④フレイルチェックによる健康づくり・体力づくりの習慣化【新規】

日常生活を送る上で必要な身体機能が低下した状態（フレイル）を早めに把握することは、介護予防において重要です。フレイルチェックに必要なマニュアルやチェックリストの整備、フレイルチェックを行う「フレイルサポーター」の養成など実施に向けた環境の整備を行い、健康行動の習慣化を図ります。

#### ⑤わかりやすい健康講座の普及・啓発

健康に無関心な層に向けた分かりやすい内容の講座を介護事業所や老人福祉センターの利用者などに向けて実施し、健康づくりに対する正しい知識の普及を図ります。

#### ⑥認知症予防、転倒予防など介護予防の普及・啓発

地域包括支援センターが自治会等を対象に実施する介護予防教室などにおいて、認知症予防、転倒予防を始めとする介護予防の普及・啓発を図ります。

### (2) 社会参加型の介護予防の推進と高齢者の就労支援 『重点テーマ2』

#### ①アクティブシニアによる就農の機会づくり

高齢者の活躍の場を創出するため、就農の機会づくりの支援を行います。

#### ②アクティブシニアの活動促進

高齢者の地域デビューの支援・活躍の場の創出に向け、就農の機会づくり、イベントや講座の開催、グループワークによる相談支援などを行うため、NPO法人等との連携による活動を促進します。

#### ③介護ボランティア制度の推進

高齢者が介護保険施設などにおける社会貢献活動を通じて、いつまでも健康で元気に生活できるよう市民の介護ボランティア活動を促進するため、市が指定した介護保険施設、事業でのボランティア活動にポイントを付与するとともに、対象事業の拡充を行います。

#### ④シルバー人材センターの活動の支援

働く意欲のある高齢者の生きがいづくりと社会貢献を促進するため、就労を通じた社会参加の機会を提供し、シルバー人材センターの活動を支援します。

### (3) 生きがい活動の支援 『重点テーマ2』

#### ①老人クラブ、連合長寿会活動の支援

高齢者の社会的つながりづくりと、生きがいづくりを進めるため、老人クラブの活動及び連合長寿会の活動を支援します。

#### ②スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動への参加推進

高齢者が個々の能力や嗜好に応じて、スポーツ、レクリエーション、文化芸術活動による生きがいづくりや健康づくりを行えるよう、スポーツや文化・芸術に取り組める機会の充実を図ります。

### ③老人福祉センターの充実

老人福祉センターの介護予防の拠点としての機能を高めるため、レクリエーション、娯楽、教養などの講座や催しの開催、各種相談機会の充実を図るとともに、高齢者の社会参加を支援する事業を行います。

### ④高齢者ふれあい広場の利用促進

NPO法人、自治会など多様な主体と連携し、平沼地区高齢者ふれあい広場、美南地区高齢者ふれあい広場の利用を促進します。

## 基本目標Ⅱ：地域のつながり、地域の支え合いの力を高める

### <施策の方向性>高齢者を支える地域のつながりと生活支援体制をつくる

#### 【管理指標】

指標名	単位	令和2年度	令和5年度
要援護者見守りネットワークの協定事業所数	事業所	92	★120
認知症サポーター養成講座の受講者数	人	4,739	5,819
健康づくり・介護予防リーダー数【新規指標】	人	237	323
地域型介護予防教室実施自治会数【新規指標】	か所	35	46
地域支え合い会議開催数【新規指標】	回	13	42

※令和2年の値は12月1日時点での見込みの数値です。

★要援護者見守りネットワークの協定事業所数については、地域福祉計画にて定めているため令和5年の値ではなく令和3年の数値です。

#### (1) 地域の担い手づくりと住民主体の通いの場の充実 『重点テーマ3』

##### ①生活支援コーディネーターによる住民主体の活動支援【拡充】

市全域を単位とした第1層の生活支援コーディネーターにより、担い手養成講座、地域づくりフォーラム、勉強会を開催し、地域活動の担い手の養成を図ります。

また、地域における課題の共有や、支え合い助け合いの支援体制を整備するため、日常生活圏域を単位とする第2層の生活支援コーディネーターの配置を図ります。

さらに、地域包括支援センターと連携し、自治会単位とした第3層での地域支え合い会議の開催を支援し、地域課題や資源の把握、サービスの創出、担い手のネットワーク化を図ります。

##### ②多様な主体の連携体制の構築【拡充】

NPO法人、社会福祉協議会、シルバー人材センターなど多様な主体による協議の場である第1層協議体において、引き続き、多様な主体によるサービスの創出を進めます。

また、第2層協議体の設置を図るとともに、自治会単位による第3層協議体の設置を支援し、身近な地域での多様な住民活動を促進します。

### ③健康づくり・介護予防リーダーの養成・支援

健康づくり・介護予防リーダー養成講習会を開催し、新たな健康づくり・介護予防リーダーの養成を行います。

また、既に地域で活躍する健康づくり・介護予防リーダーのスキルアップを図るため、専門家によるフォローアップ講習会を開催するほか、交流・情報交換の場として、取り組み事例の発表会を開催します。

### ④ウォーキングリーダーの養成

埼玉県コバトン健康マイレージ事業参加者に、ウォーキングに関する基礎知識の習得や指導方法の講習を実施し、ウォーキングリーダーの養成を図ります。

### ⑤地域型介護予防教室の支援

地域型介護予防教室に理学療法士等を派遣し、正しい運動方法等を指導するとともに、地域型介護予防教室奨励金の交付による活動の継続を支援します。

また、地域型介護予防教室を実施する自治会等の情報交換や交流、活動の継続を支援するため、地域包括支援センターと連携し情報交換会やフォローアップ講習会を開催するとともに、未実施の自治会等への普及啓発を進めます。

さらに、通所型サービスBの導入が図れるよう支援していきます。

### ⑥なまらん体操・なまらん体操プラス体験会の実施

地域型介護予防教室の未実施自治会における介護予防への取組を進めるため、市が養成した健康づくり・介護予防リーダーや健康運動指導士などによるなまらん体操・なまらん体操プラス体験会を開催します。

### ⑦地域住民主体のサロン活動の支援

住民主体のサロン活動に対して、立ち上げや活動を支援します。

## (2) 認知症に関する市民理解の促進 『重点テーマ1・3』

### ①認知症サポーターの養成

認知症サポーター養成講座を開催するとともに、これまでに養成した認知症サポーターを対象にステップアップ講座を開催します。

### ②認知症キッズサポーターの養成

小学生を対象に、わかりやすい認知症サポーター養成講座を開催します。

### ③キャラバン・メイトの養成

市民等を認知症サポーター養成講座の講師となる「認知症キャラバン・メイト」を養成します。

### ④認知症ケアパスの普及・啓発

住み慣れた地域で生活を継続できるように、認知症の進行状況に応じた医療・介護サービスを標準的に示す認知症ケアパスについて、ケアマネジャーや介護サービス事業者、地域包括支援センター等と連携し普及啓発を進めます。

### ⑤若年性認知症等に対する理解促進

若年性認知症や脳血管疾患の後遺症による高次脳機能障がいへの理解が深まるよう、啓発活動や利用できるサービスの情報提供を行うとともに、埼玉県や関係部署と連携を図りながら、総合的な支援を行います。

### ⑥認知症の予防に向けた普及啓発【拡充】

認知症の予防（認知症の発症遅延や発症リスク低減（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、重症化予防、機能維持、行動・心理症状の予防・対応（三次予防））についての普及啓発を図ります。

また、認知症の予防には、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等の効果があるとされていることから、地域の身近な通いの場や社会参加活動・学習等の活動への参加を促進するとともに、かかりつけ医、地域包括支援センター等による相談対応についての情報提供を進めます。

## (3) 認知症早期発見体制の構築

### ①早期発見のための普及啓発

認知症は「正しい知識の啓発と理解」、「早期発見」と「早期からの治療」を行うことで、改善・重度化予防につながるとされています。認知症の早期発見を支援するため、認知症ケアパスの活用、認知症チェックサイト運用や認知症に関するイベントを開催します。

### ②認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期治療の支援

認知症の早期診断・早期治療などにつなげるため、医師、医療職、福祉職による認知症初期集中支援チームによる初期集中支援を行います。



#### (4) 認知症になっても安心して生活できる体制の構築 『重点テーマ1・2・3』

##### ①認知症ケアパスの普及・啓発【再掲】

住み慣れた地域で生活を継続できるように、認知症の進行状況に応じた医療・介護サービスを標準的に示す認知症ケアパスについて、ケアマネジャーや介護サービス事業者、地域包括支援センター等と連携し普及啓発を進めます。

##### ②集いの場や相談体制の充実

認知症の方とその家族、地域住民の方々など、誰でも参加できる、なまりんオレンジカフェや、介護に同じような悩みや経験をもつ人たちが交流を深める、介護者のつどいの充実を行います。

##### ③認知症の方が活動・活躍できる場の検討 【新規】

認知症の方が、様々な形で活動・活躍できる場を考察し、新たに創出できるよう検討を進めます。

#### (5) 見守り体制の構築

##### ①要援護者見守りネットワークの充実

「吉川市要援護者見守りネットワーク」の協定事業所である事業者や団体、関係機関の連携を強化するとともに、協定事業所を拡大し、要援護者見守りネットワークの充実を図ります。

##### ②消費者被害・防犯体制の充実

高齢者の消費者被害を予防するため、要援護者見守りネットワークの協定事業所を拡大するとともに、講座の開催などにより普及啓発を進めます。

##### ③連合長寿会友愛活動による見守り活動の支援

高齢者の孤独感と不安感の解消を図るため、地域の虚弱、寝たきり、独居高齢者世帯などを定期的に訪問する友愛活動を支援します。

#### (6) 地域包括支援センターと地域の連携

##### ①地域支え合い会議による地域ネットワークの構築

地域包括支援センターが、担当する日常生活圏域において、各自治会において地域支え合い会議を開催し、地域のネットワークづくりを進めます。

## (7) 高齢者の権利擁護 『重点テーマ3』

### ① 成年後見制度の普及啓発

認知症などにより判断能力が充分でない高齢者などの権利や財産、暮らしを守る成年後見制度の周知を行います。

### ② 権利擁護支援の体制整備【新規】

今後、成年後見制度を利用する高齢者の増加が見込まれることから、法人後見人や市民後見人の育成に取り組みます。

### ③ 成年後見制度の利用に関する助成制度の実施

申立て費用や後見人報酬を負担することが困難な場合に費用を助成する事業を実施します。

## (8) 高齢者虐待の防止と高齢者保護の推進 『重点テーマ3』

### ① 高齢者虐待の防止

高齢者虐待に関する正しい知識や理解の啓発、早期発見、迅速な対応をするため、地域住民や民生委員・児童委員に対し、虐待に関する相談窓口や対応方法についての周知や研修会を実施します。

### ② 高齢者保護の推進【新規】

様々な困難な課題を持つ高齢者に対し、関係機関とともに必要な支援や保護に取り組みます。

## (9) 介護者の支援 『重点テーマ3』

### ① 介護相談体制の充実【拡充】

介護者（ケアラー）の身体的負担・精神的負担の軽減を図るため、地域包括支援センター等による相談やサロン等を実施し、介護者（ケアラー）が不安や悩みについて相談しやすい体制を充実し、支援が必要な方の早期発見のための体制を整えていきます。

### ② 介護者の負担軽減

介護者の負担軽減を図るため、位置情報提供システムの提供、在宅高齢者介護支援手当による支援を行います。

(10) 災害や感染症対策における体制の整備 『重点テーマ3』

① 災害時における避難行動要支援者支援体制の整備

災害時に支援が必要な方の安全が確保されるよう、災害時避難行動要支援者名簿の更新を進めるとともに、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等のネットワークづくりを進めます。

② 防災や感染症対策の体制整備【新規】

介護事業者において防災や感染症対策が適切に行われるよう、必要な情報提供を行うとともに、関係機関や介護事業所と連携し、必要な研修や訓練ができる体制を整えていきます。

③ ICT技術の活用による災害や感染症対策の実施【新規】

災害や感染症が大規模に発生し外出が困難になった場合に、高齢者の認知機能や筋力低下による状態悪化を防止するため、ICT技術を活用したオンラインによる介護予防事業などを推進します。

## 基本目標Ⅲ：地域包括ケアシステムの深化と介護保険制度の持続性を高める

### <施策の方向性 1> 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくる

#### 【管理指標】

指標名	単位	令和2年度	令和5年度
地域包括支援センターの相談件数【新規指標】	件	2,768	2,823
<u>65歳以上の市内の医療機関をかかりつけ医とする割合</u>	%	77.2	81.0

※令和2年の値のうち、下線で示した指標の値は令和2年1月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査での回答結果です。その他の指標の値は12月1日時点での見込みの数値です。

#### (1) 地域包括支援センターの相談支援体制の強化と認知度の向上

##### ①地域包括支援センター相談支援体制の強化

高齢者を含め複合化した課題に部門横断的に対応した総合相談を実施できる地域包括ケアシステムの中核拠点とするため、体制強化を図ります。また、基幹型地域包括支援センターの設置について検討します。

##### ②支援体制強化のための研修の実施

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの専門性を高めるため、多職種との連携などにより、各種研修会を実施します。

##### ③地域支え合い会議による地域ネットワークの構築【再掲】

地域包括支援センターが、担当する日常生活圏域において、各自治会において地域支え合い会議を開催し、地域のネットワークづくりを進めます。

##### ④地域包括支援センターの周知

地域包括支援センターの認知度を高めるため、担当日常生活圏域の各自治会において開催する地域支え合い会議を通じて、地域包括支援センターの活動内容の周知を図ります。

## (2) 在宅医療と介護連携の強化

### ①在宅医療サポートセンターにおける相談活動

医療関係者、介護関係者、地域包括支援センターからの相談に対応するため、在宅医療サポートセンターによる相談活動を進めます。

### ②後方支援ベッドの確保

在宅医療利用者の緊急時等の対応体制を確保するため、吉川松伏医師会と連携し、市内病院に在宅医療利用者が優先的に入院できる支援ベッドを確保します。

### ③往診医登録制度の普及

在宅医療の実施体制を確保するため、吉川松伏医師会と連携し、往診医の登録制度の普及・啓発を図ります。

### ④医療・介護資源情報提供システムの利用促進

市民、医療関係者、介護関係者が地域の医療・介護の資源を効果的に利用できるよう、医療・介護資源情報提供システムによる情報を提供します。

### ⑤吉川松伏多職種連携の会による在宅医療・介護連携の推進

医療関係者、介護関係者と行政が参加する吉川松伏多職種連携の会を開催し、医療職、介護職向け研修、市民向け研修の企画・運営を行います。

## (3) 在宅医療と在宅介護の市民理解の促進

### ①在宅医療・終末期の理解促進

在宅医療や人生の終末期の対応について普及を図るため、講演会の開催や広報紙による情報提供を実施します。

### ②終末期における自己決定の支援【新規】

人生の終末期における自己決定を支援するため、講演会を開催するとともに、エンディングノート、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）等の普及を図ります。

### ③かかりつけ医等の普及啓発【拡充】

市民にかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を普及するため、吉川松伏医師会、吉川歯科医師会、吉川薬剤師会との連携により、情報提供を進めます。

#### (4) 総合事業の基盤づくり

##### ①訪問型サービスの充実

従来の介護予防訪問介護相当の訪問介護、訪問型サービスA（旧介護予防訪問介護よりも基準を緩和したサービス）、訪問型サービスD（移動支援や移送前後の生活支援）の導入を進めます。

##### ②通所型サービスの充実

従来の予防給付相当の通所介護、通所型サービスA（旧介護予防通所介護よりも基準を緩和したサービス）、通所型サービスB（住民主体による支援）の導入を進めます。

##### ③生活支援コーディネーターによる住民主体の活動支援

日常生活圏域の生活支援コーディネーターを配置し、地域支え合い会議などの協議の場において、課題を抽出するとともに、住民主体による訪問型サービス、通所型サービス等の創出やネットワーク化を進めます。

##### ④多様な主体の連携体制の構築

日常生活圏域ごとにNPO法人、社会福祉協議会、シルバー人材センターなど多様な主体による協議の場を開催します。

#### (5) 外出しやすい環境づくり

##### ①外出・移動の支援

タクシー会社との連携による要介護者を対象とした外出支援サービスを進めるとともに、介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービスDの導入を進めます。

#### (6) 住まいの確保

##### ①高齢者の経済的な負担の軽減

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、一定の条件を満たした高齢者世帯に賃貸住宅の家賃の一部助成を行います。

##### ②多世代居住の仕組みづくり

シニア世代とその他の世代との共生を進めるため、シニア世代の住居や空き家などを活用する仕組みを検討します。

##### ③高齢者向け施設等の周知

高齢者の状況に応じた住まいの支援を行うため、ケアハウスやサービス付高齢者向け住宅などの情報提供を進めます。

## <施策の方向性2>利用者に応じた介護サービス提供体制をつくる

### 【管理指標】

指標名	単位	令和2年度	令和5年度
小規模多機能型居宅介護事業所の設置数	か所	0	1
認知症対応型共同生活介護の定員数【新規指標】	人	63	81

※令和2年は10月1日時点での見込みです。

#### (1) 居宅サービスの提供体制の確保

要介護認定者の重度化を予防するとともに、介護者（ケアラー）の負担を軽減するため、居宅介護サービス事業者との連携によりサービス提供体制の確保を図ります。

#### (2) 地域密着型サービスの提供体制の確保

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者が住み慣れた地域での生活の継続を支援するため、小規模多機能型居宅介護のサービス提供体制の確保、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の提供体制の拡充を図ります。

		令和2年度末 総整備数	第8期計画期間			令和5年度末 総整備数
			令和3年 度整備	令和4年 度整備	令和5年 度整備	
小規模多機能型 居宅介護	事業所数	0	—	1	—	1
	定員	0	—	18	—	18
認知症対応型共 同生活介護	事業所数	3	—	1	—	4
	定員	63	—	18	—	81

※サービスの基盤整備は施設の完成年度を指しており、開設年度ではありません。

### (3) 施設サービスの提供体制の確保

施設サービスについては、第8期計画（令和3年度～令和5年度）では新たな施設の整備は見込まず、現在の施設数を維持します。

また、施設介護の必要性が高まる75歳以上の高齢者やひとり暮らし高齢者などの増加が見込まれる第9期計画（令和6年度～令和8年度）では、介護老人福祉施設の整備の促進を位置付けてまいります。

### (4) 介護従事者の確保と養成の支援

介護人材の安定的な確保を支援するため、求人情報の紹介や合同就職面接会・就活セミナーなどを実施します。

また、介護従事者の担い手の裾野を広げるための研修などを実施し、介護従事者の養成を支援します。

### (5) 介護保険制度の理解促進

市民の介護保険制度への理解を深めるため、市ホームページや各種パンフレットなどにより普及を図るとともに、地域包括支援センターによる相談活動等を通じて情報提供を進め、適切なサービス利用につなげます。

### (6) サービスの質の向上のための基盤整備

#### ①介護支援専門員の支援

地域包括支援センター主催のケアマネサロンを通じて介護支援専門員を支援するなどして、介護サービスの質の向上を図ります。また、介護支援専門員のスキルアップにつなげるため、研修会などを開催します。

#### ②介護相談員の派遣

施設入所者への相談活動を通じて、利用者の疑問や不満、不安を解消し、事業者の提供する介護サービスの質の向上を図るため、サービス担当者等との調整を行う介護相談員の派遣を行います。

#### ③サービス事業者への指導・監督

高齢者への良質なケアを継続的に提供するため、介護保険サービス提供事業所への指導を実施します。

また、地域密着型サービス事業者の指定等については、公平・公正で透明性の高い審査により良質な事業者を選定します。



#### ④自立支援型地域ケアマネジメント会議による支援

多職種の協働による個別ケースの支援を通じて、高齢者の自立支援につながるケアマネジメントを行うため、自立支援型地域ケアマネジメント会議を定期的開催します。

### ◇その他の福祉事業

#### ①敬老祝品・祝金贈呈事業

毎年4月1日において市内に引き続き1年以上在住している満88歳（米寿）、満99歳（白寿）を迎える方に敬老祝品又は祝い金を贈呈します。

#### ②公衆浴場無料入浴券

65歳以上の方に、市が契約した公衆浴場を無料で利用できる利用券を支給します。

#### ③公共施設無料利用証

市内に住所を有する高齢者及び高齢者の属する団体に対して、市内公共施設を無料で利用できる利用証を交付します。

## 第9章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

#### 1 計画の推進体制

##### (1) 計画の周知

福祉、介護サービスについての市民の理解を深めるため、本計画の内容や吉川市の取組について市広報紙や市のホームページなどで周知するとともに、自治会等に対して積極的に周知を図ります。

また、民生委員・児童委員、サービス事業者、ケアマネジャーなどに対して、必要な情報提供を行うことで、効果的な制度運営を推進します。

##### (2) 高齢者福祉、保健、医療、教育など関係分野における連携

本計画では、地域共生社会の実現に向け、3つの重点テーマを掲げ計画を推進します。このため、部門横断的な対応が必要となることから、庁内関係各課や関係機関との連携を図ります。

#### 2 吉川市介護福祉推進協議会

介護保険事業計画や介護保険事業の運営上重要な事項について提言及び助言する組織として、学識経験者、医療関係者、福祉関係機関の代表者、市民などから構成される「吉川市介護福祉推進協議会」を設置し、第8期計画を策定後も、同協議会を定期的に開催し、計画の達成状況やサービスの利用状況などを評価・点検していきます。

#### 3 介護給付の適正化

##### (1) 適正な請求事務の指導

介護保険制度の周知及び理解の促進や介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から、適正な請求事務指導など制度管理の適正化を図るため、指定地域密着型サービス事業所等を対象に実地指導等を実施します。

##### (2) 要介護認定の適正化

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、市職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

### (3) ケアマネジメント等の適正化

#### ①ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画等（ケアプラン）の記載内容について、事業者に資料提出を求め、市職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、介護支援専門員の「気付き」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指して、定期的に点検を実施します。

#### <数値目標>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点検数	10件	10件	10件

#### ②住宅改修等の点検

改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、必要に応じた施工時の訪問調査等を行い、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除するため、住宅改修の施工状況等を点検します。

#### <数値目標>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点検数	全件	全件	全件

### (4) サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

#### ①縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検については、国民健康保険団体連合会から提供される帳票等を基に、介護サービス事業所に対して提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行います。また、医療との突合については、国民健康保険団体連合会・後期高齢者医療広域連合より提供される情報を基に点検を行います。

#### <数値目標>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点検数	毎月実施	毎月実施	毎月実施

## ②介護給付費通知

介護保険サービス利用者に対して、利用したサービスの事業所やサービスの種類、介護保険給付額、利用者負担額を通知することにより、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑止を図るとともに、利用者の介護サービス利用の意識を高めます。

### <数値目標>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通知回数	2回	2回	2回

## 4 持続可能な開発目標（SDGs）の視点を持った取り組み

当市では平成27年に国連サミットで採択された国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）」の要素を盛り込み様々な取り組みを進めています。

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの省略であり、健康、福祉、住み続けられるまちづくりなど様々な社会問題の解決に向けて採択された17の目標のことです。

SDGsの視点を考慮しながら、本計画の施策や事業を着実に実施することで、誰ひとり取り残さない社会の実現に向けた取り組みを推進します。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



## 第2節 事業の達成状況の点検及び評価

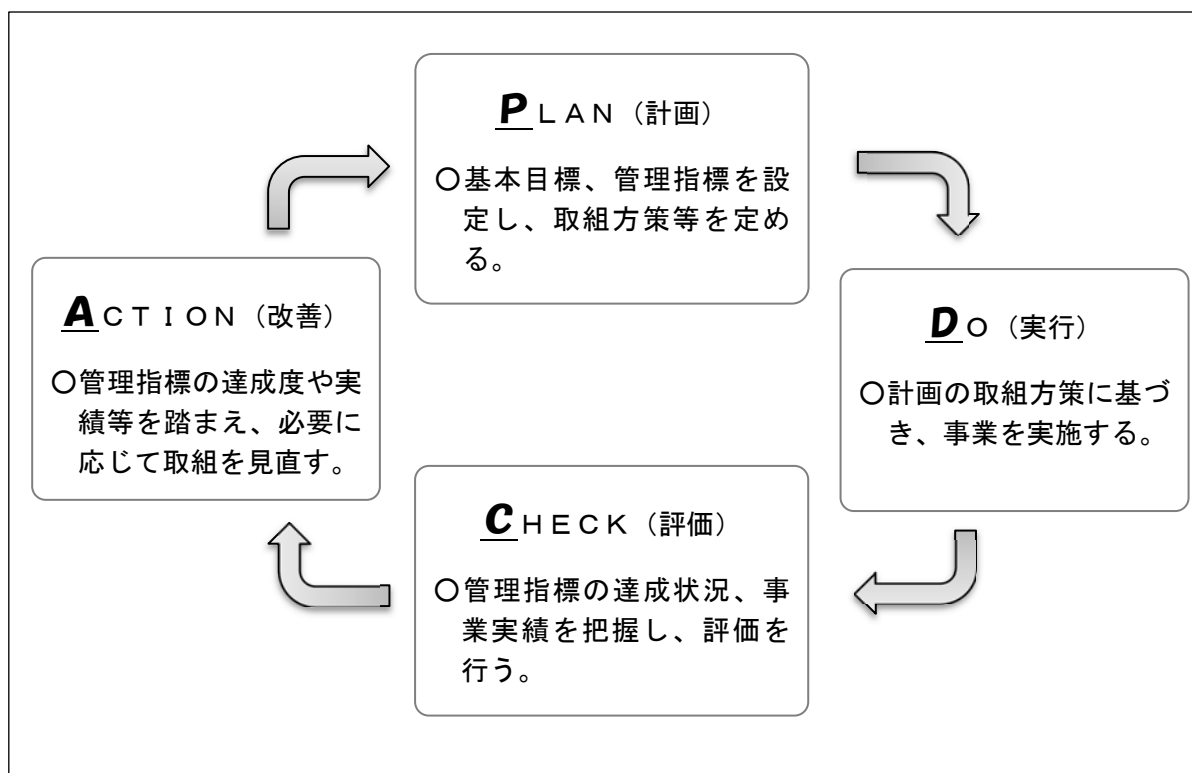
### 1 計画の達成状況の点検と評価

本計画に基づく事業を計画的に実行していくため、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）により定期的な達成状況の点検と評価を行い、その結果を毎年度、公表していきます。

### 2 事務事業評価と事業の見直し

本計画に基づく施策を計画的に実行していくため、本計画に定める管理指標と事務事業評価制度をもとに、毎年の進捗状況を点検し、課題の整理や改善を図っていきます。

#### PDCAサイクルのイメージ



## 資料編

- 1 吉川市介護福祉推進協議会
- 2 吉川市介護福祉推進協議会委員名簿
- 3 介護福祉推進協議会における計画策定の経過
- 4 用語解説